

伊勢崎市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



令和 7 年 3 月

伊勢崎市

はじめに

本市は「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に沿い、「持続可能な多文化共生都市」を目指しており、令和6年5月に内閣府より「SDGs未来都市」に選定されたほか、独自の取組として「いせさきGX」を掲げ、環境に配慮したまちづくりを積極的に推進しています。

ごみ処理を巡る問題では、少子高齢化の進行や生活様式の変化による市民ニーズの多様化への対応が求められているほか、加速する人口減少・ごみ処理施設の老朽化等を見据えた効率的なごみ処理の在り方などの新たな課題について、早期の対応が求められております。

このような状況を踏まえ、本市を取り巻く社会の動向や廃棄物を巡る情勢に対応し、ごみの減量化と再資源化をより一層進めるため、今後10年間のごみ処理の基本となる新たな「伊勢崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定いたしました。

今回策定した計画は、ごみの発生・排出抑制や4Rの推進及び廃棄物の適正かつ安定処理を継続するとともに、循環型社会の形成に向けた取組を進めていくこととしております。その達成に向けては、市民・事業者・行政による取組と互いの連携が不可欠であり、市民・事業者の皆様と一体となって諸施策を推進していきたいと考えておりますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見・ご提案をいただきました「伊勢崎市廃棄物減量等推進審議会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民及び関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

伊勢崎市長 臂 泰雄



◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

第 1 章 基本的事項	1
第 1 節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要	1
第 2 節 施設の有効活用及び広域的な取組の推進	5
第 2 章 伊勢崎市の概況	8
第 1 節 市の位置・地勢.....	8
第 2 節 人口動態	9
第 3 節 産業の動向	11
第 4 節 その他	12
第 5 節 本市の総合計画等	13
第 3 章 ごみ処理の現状及び課題	14
第 1 節 ごみ処理体制等.....	14
第 2 節 ごみの分別区分及び処理フロー	15
第 3 節 ごみ発生量及びその性状	18
第 4 節 資源化量及びリサイクル率	20
第 5 節 排出抑制・再資源化施策の実施状況	21
第 6 節 収集・運搬の状況	26
第 7 節 中間処理の状況	28
第 8 節 最終処分の状況	31
第 9 節 温室効果ガス排出量	33
第 10 節 ごみ処理経費	34
第 11 節 ごみ処理の評価	35
第 12 節 課題の抽出	38
第 4 章 ごみ処理行政の動向	41
第 1 節 国や群馬県のごみ処理行政の動向	41
第 2 節 近隣市町のごみ処理の動向	45
第 5 章 ごみの発生量及び処理量の見込み	46
第 1 節 目標値の設定	46
第 2 節 ごみの発生量及び処理量の見込み（目標達成時の場合）	47
第 3 節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）	50
第 6 章 ごみの排出抑制・再資源化の施策	53
第 1 節 市民の役割・取組	53
第 2 節 事業者の役割・取組	55
第 3 節 市の役割・取組	57

第 7 章 基本計画.....	61
第 1 節 将来のごみ分別区分	61
第 2 節 収集・運搬計画.....	62
第 3 節 中間処理計画.....	64
第 4 節 最終処分計画.....	66
第 5 節 ごみ処理施設の整備計画	67
第 6 節 その他の計画.....	68

第1章 基本的事項

第1節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

第1項 計画策定の背景、趣旨及び目的

(1) 計画策定の背景

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、近年では令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、平成27年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。

さらに、令和5年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」のなかで、令和32年カーボンニュートラル※について、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に置いて進めることが極めて重要であるとされています。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。



くわまる
（伊勢崎市世界遺産「田島
弥平旧宅」PRキャラクター）

(2) 計画策定の趣旨及び目的

伊勢崎市（以下「本市」という。）においても、内閣府より令和6年5月にSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく「SDGs未来都市」に選定され、先導的な取組を実施する都市として「自治体SDGsモデル事業」にも選定されています。

SDGsの理念を踏まえ、ごみの衛生的かつ安全な処理や資源循環を継続することで、SDGsの達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成の推進を目指します。

一般廃棄物処理基本計画に関しては、平成18年3月に策定し、平成27年3月に改訂しています。この計画に基づいて、ごみ減量化・再資源化の推進、資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践への取組を推進してきました。今回、計画期間満了に伴い、事業の取組の進捗状況や令和5年度における目標の達成状況を確認・検証し、新たな計画を策定するものです。

第2項 計画の位置付け

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、ごみに関する計画を定めることで、関係法令をはじめ関連計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方針を定めます。策定に当たっては、上位計画である伊勢崎市総合計画及び伊勢崎市環境基本計画との整合を図ります。

また、廃棄物処理法に基づき、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を策定し、具体的な施策を実施します。

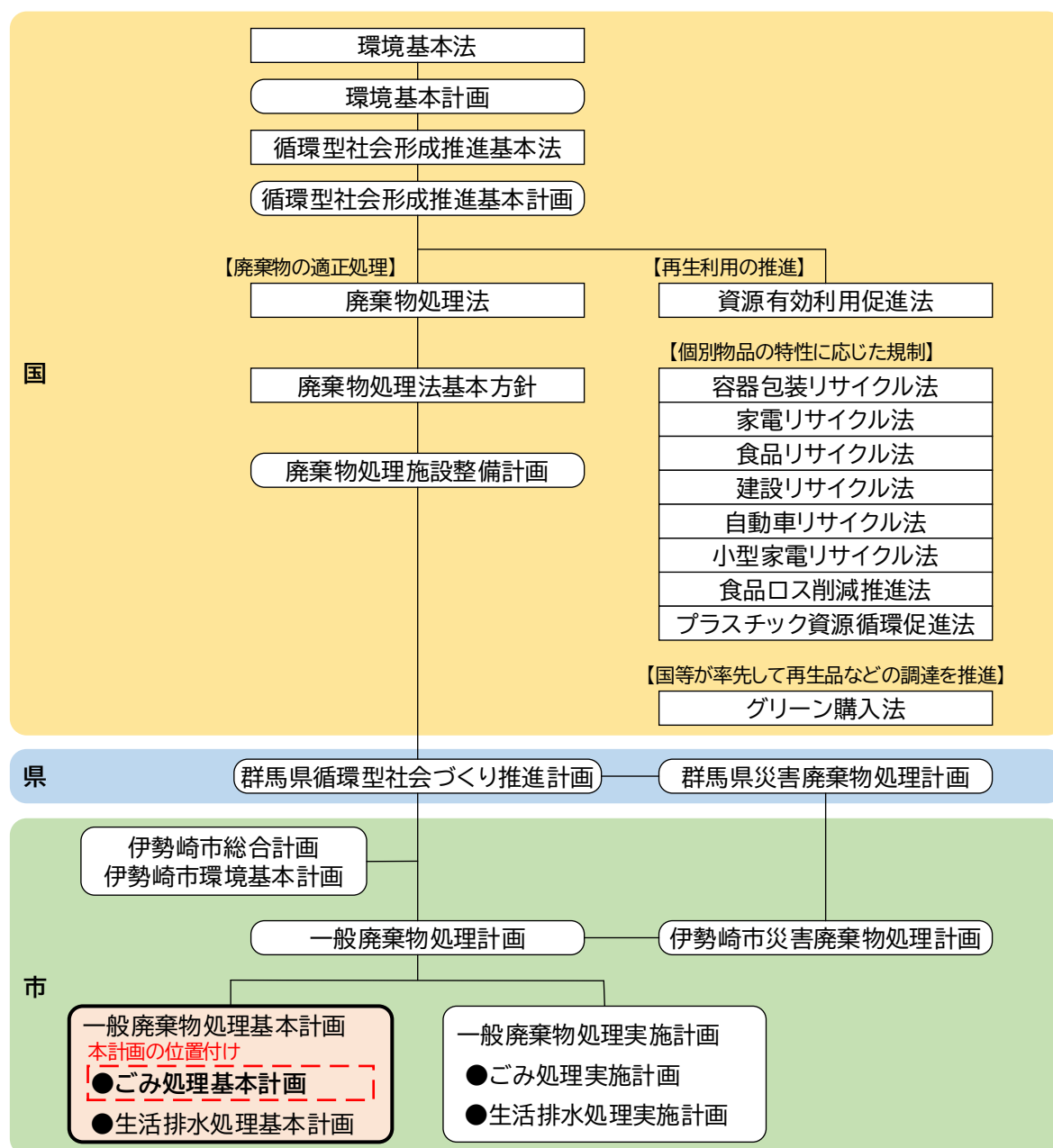
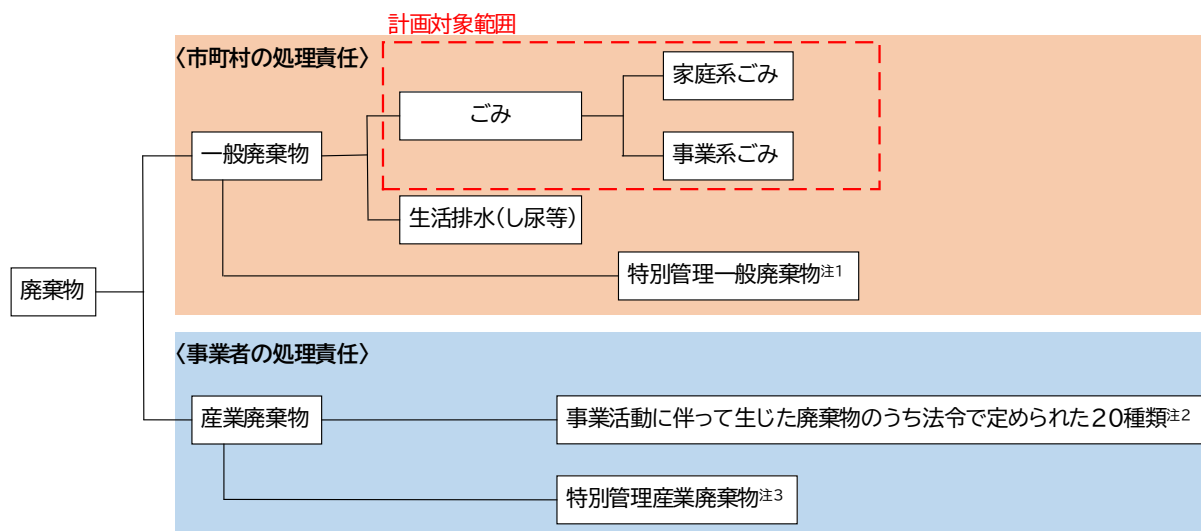


図 1-1 環境関連法令及び計画

第3項 計画の範囲

廃棄物の区分を図1-2に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことを指します。

本計画の対象は、一般廃棄物のうち生活排水（し尿等）を除く『ごみ』を対象とします。



注1:特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

2:事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残渣(さ)、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

3:特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

資料:環境白書(環境省)

図1-2 廃棄物の区分

第4項 計画の期間

前一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と今回の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の計画期間を、図1-3に示します。

本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。5年後である令和11年度を中間年度とし、処理処分量等について整理します。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
前計画期間																			
										本計画期間				中間年度	本計画期間				最終年度

図1-3 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の計画期間

第2節 施設の有効活用及び広域的な取組の推進

第1項 施設の有効活用

伊勢崎市清掃リサイクルセンター21の焼却施設は、平成27年度・28年度に基幹的設備改良工事を実施し、令和13年度まで供用することが可能です。

リサイクルプラザについても、今後の安定かつ安全なごみ処理を確保し既存施設の有効利用を図るため、施設の延命化対策を目的とした基幹的設備改良工事を令和7年度・8年度に行う予定であり、改良工事後は令和23年度まで供用することが可能です。

第2項 広域的な取組の必要性

国は、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性や適正なごみ処理の推進に当たっての課題に対応するため、ごみ処理の広域化が必要であるとし、広域化に向けた計画を策定することとした「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を交付しました。

これを受けて、群馬県では平成11年3月に「群馬県ごみ処理施設適正化計画」を策定し、平成20年1月には「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」（「旧マスタープラン」）を策定しました。現在の「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（平成29年3月〔令和3年3月改訂〕）において、本市は伊勢崎ブロックとして、玉村町とのごみ処理広域化・集約化に向けた方針を定めています。具体的には、令和23年度までに焼却施設等を1施設（現2施設）、粗大・資源化施設を1施設（現2施設）、最終処分場を1施設（現1施設）とする整備計画を示しています。

上記を踏まえ、各施設の改修や更新等の時期をとらえて、近隣市町と協議し、施設整備や運営主体のあり方等の検討を行っていきます。また、さらなる広域化に向け、ブロックの垣根を超えた自治体との広域化も視野に入れて検討を行っていきます。

表1-1(1) 中間処理施設の整備計画

施設種類	施設名	施設規模 (t/日)	供用開始	耐用年数 終了年度	施設必要能力※ (t/日)		新規供用開始年度		施設数		
					R8	R23	既存延命化 なし	既存延命化 あり	既存施設		
									R6	R8	R23
焼却	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21	210	H12.4	R7	229 ～ 290.3	206.2 ～ 281	—	R14	2	2	1
	玉村町クリーンセンター	90	H2.4	H27			—	R10			
	前橋市六供清掃工場	405	H3.10	H28	317.8 ～ 402.8	268.5 ～ 365.7	—	R17	1	1	1
	桐生市清掃センター ごみ焼却施設	450	H8.7	R3	165.5 ～ 209.6	128.6 ～ 175.2	—	R14	1	1	1
	太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ	330	R3.4	R28			—	—	1	1	1
粗大・資源	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 リサイクルプラザ	54	H12.4	R2	25.5 ～ 32.1	23.1 ～ 31.2	R9	R19	2	2	1
資源	玉村町クリーンセンター リサイクルセンター	10	H2.4	H22			R9	R19			
粗大・資源	前橋市荻窪清掃工場	99	H4.4	H24	35.4 ～ 44.6	30.0 ～ 40.5	R9	R19	4	4	1
資源	前橋市荻窪清掃工場 びん選別処理施設	18	H8.4	H28			R9	R19			
粗大・資源	前橋市 富士見クリーンステーション	18	H10.4	H30			R9	R19			
資源	前橋市 ペットボトル選別処理施設	4	H12.9	R2			R9	R19			
粗大	桐生市清掃センター 粗大ごみ処理施設	80	H8.3	H28	18.6 ～ 23.3	14.3 ～ 19.5	R9	R19	2	1	1
資源	桐生市清掃センター リサイクルセンター	2	H12.4	R2			R9	R19			
粗大	太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	73	H16.4	R6			R9	R22	2	2	1
資源	太田市新田 緑のリサイクルセンター	—	H16.10	—			R9	R22			

注)※ ごみ処理の推計を、人口、ごみ排出量原単位のそれぞれについて、行政施策上の目標値と、実績(平成19～26年度)を用いたトレンド法による値をもとに、ごみ排出量が最大となるパターンと最小になるパターンの2パターンで行っています。その異なる2つの方法で算出した推計値の最小値～最大値を示しています。

太田市の施設必要能力は、太田館林ブロックの量であり、単独での量が把握できません。

資料:「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」(平成29年3月〔令和3年3月改訂〕群馬県)

〔補足〕伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（焼却施設）延命化工事：H27・H28
 伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（リサイクルプラザ）延命化工事：R 7・R 8 予定
 玉村町クリーンセンター延命化工事：H23・H24
 前橋市六供清掃工場延命化工事：H28～R 元
 桐生市清掃センター（焼却施設）延命化工事：H26～H29

表 1-1(2) 最終処分場の整備計画

施設種類	施設名	施設規模 (m ³)	供用開始	施設使用 終了年度	施設必要能力 (m ³)		新規供用開始年度		施設数		
					R8	R23	既存延命化 なし	既存延命化 あり	既存施設	マスタープラン	
最終処分	伊勢崎市第4期一般廃棄物最終処分場	159,100	R2.2	R16	100,767 ～ 186,150	89,150 ～ 179,167	R16	—	1	1	1
	前橋市最終処分場	383,000	H16.3	R43	139,833 ～ 261,760	116,067 ～ 237,920	R9	R12	2	1	1
	前橋市富士見最終処分場	59,080	H9.4	R9	261,760	237,920	—	—	—	—	—
	桐生市汚泥最終処分場	25,678	H5.11	R43	72,833 ～ 161,240	55,500 ～ 134,860	R9	R15	2	2	1
	桐生市清掃センター最終処分場	446,370	R9	R50	161,240	134,860	R9	R9	—	—	—

注) 施設使用終了年度は一般廃棄物処理実態調査(令和4年度)に置き換えています。

資料:「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」(平成29年3月[令和3年3月改訂]群馬県)

〔補足〕太田市は民間 2 施設の最終処分場で埋立しており、完了予定は令和 18 年 3 月、令和 19 年 3 月となっています。

第2節 人口動態

本市の過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）の人口及び世帯数は、表 2-1 に示すとおりです。人口は平成 30 年度を境に減少傾向を、世帯数は 10 年を通して増加傾向を示しています（図 2-2 参照）。1 世帯当たりの人員は減少傾向を示しており、令和 5 年度に 2.21 人/世帯となっています。

表 2-1 人口及び世帯数

		年度末				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口	人	211,107	211,630	211,970	213,031	213,213
世帯数	世帯	84,138	85,336	86,748	88,598	90,046
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	人	213,167	212,946	212,178	211,963	211,923
世帯数	世帯	91,245	92,487	93,119	94,437	96,010

資料：市の統計資料「人口世帯表」

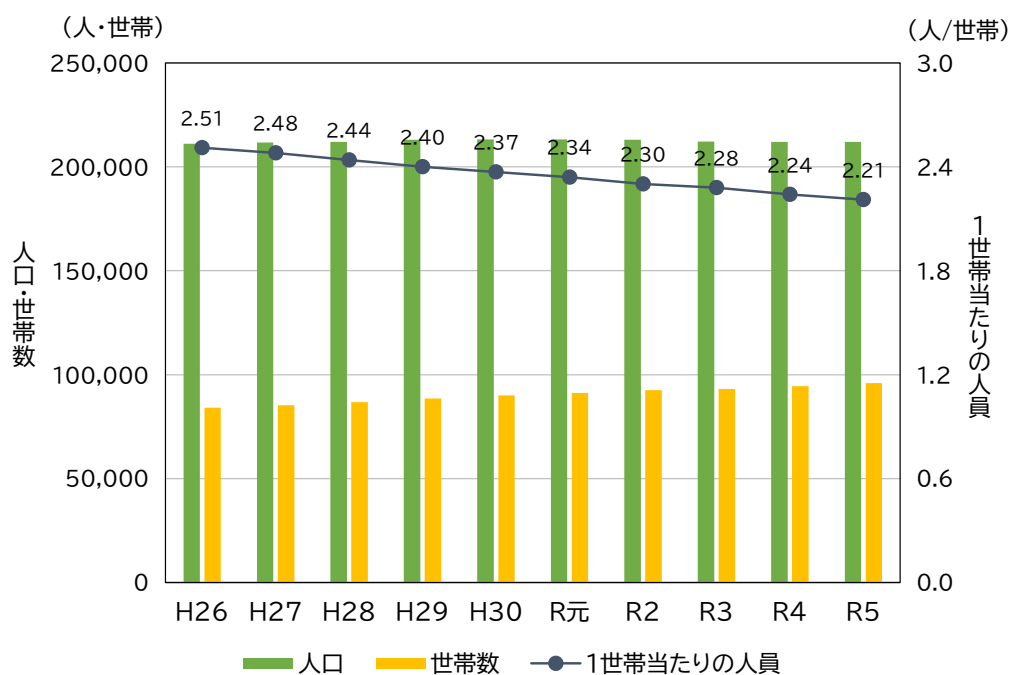
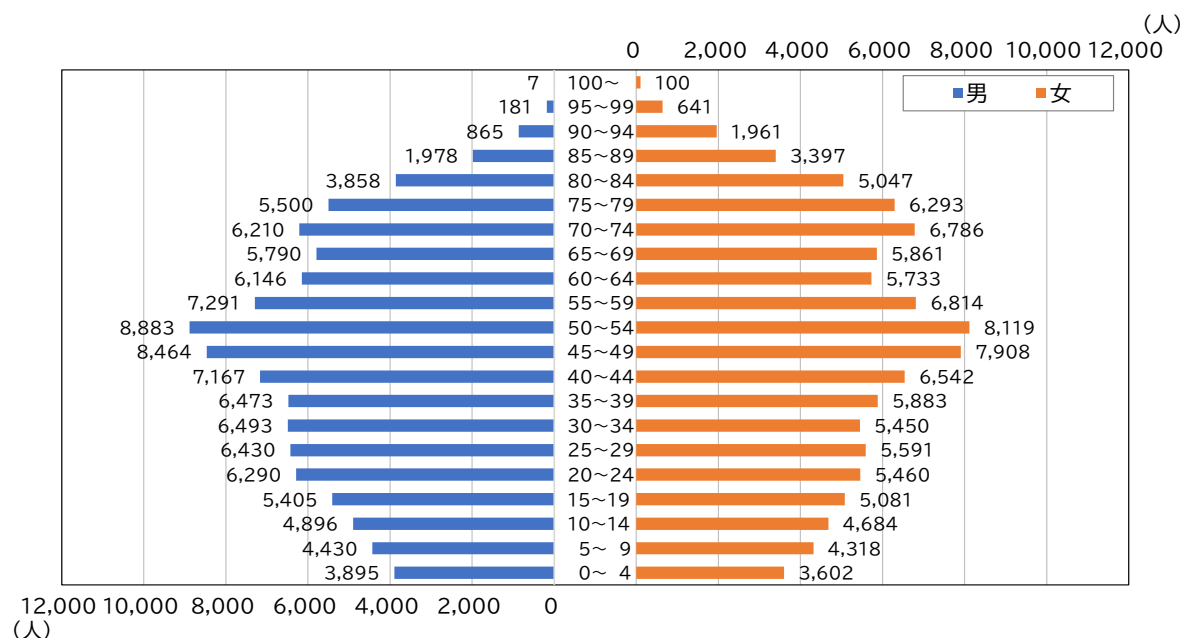


図 2-2 人口及び世帯数の推移

令和5年度の性別・年齢別人口は、図2-3に示すとおりです。男女ともに50～54歳が最も多く、次いで45～49歳が多くなっています。

また、本市の高齢化率は25.7%※となっており、全国〔29.1%〔令和4年〕（総務省）〕と比較すると低い値を示しています。

※25.7%=54,475人（65歳以上）／211,923人（総人口）



資料：市の統計資料「令和6年4月1日付人口世帯表」

図2-3 性別・年齢別人口(令和5年度)

外国人住民数は表2-2に示すとおりであり、総数は増加傾向を示しています。令和2年度、3年度に横ばい傾向を示しているのは、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により流入が少なかったことが考えられます。

表2-2 外国人住民数

	12月末日(単位:人)				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	13,156	13,390	13,405	14,045	15,183
ベトナム	2,330	2,513	2,695	2,973	3,453
ブラジル	3,485	3,526	3,322	3,303	3,317
ペルー	2,369	2,341	2,370	2,376	2,374
フィリピン	1,705	1,695	1,707	1,828	1,993
中国	653	622	580	586	630
ネパール	313	329	384	455	511
インドネシア	173	187	170	271	470
パキスタン	339	370	356	359	385
その他	1,789	1,807	1,821	1,894	2,050
行政人口に占める割合	6.2%	6.3%	6.3%	6.6%	7.2%

資料：国籍別人員調査表

第3節 産業の動向

産業別事業所数及び従業者数は、表 2-3 に示すとおりです。令和 3 年の事業所数（公務除く）は平成 28 年に比べ減少、従業者数（同）は増加しています。

令和 3 年の産業別従業者数をみると、製造業が 29,883 人（29.8%）と最も多く、次いで卸売業・小売業 16,963 人（16.9%）、医療・福祉 13,046 人（13.0%）となっています。

本市の製造業としては、伝統織物「伊勢崎銘仙」の製造技術が基盤となり輸送用機械器具、業務用機械器具、食料品などの製造業が集積しています。

表 2-3 産業別事業所数及び従業者数

		平成28年				令和3年			
		事業所数 (事業所)	比率	従業者数 (人)	比率	事業所数 (事業所)	比率	従業者数 (人)	比率
全産業		8,791	100.0%	94,746	100.0%	8,334	100.0%	100,399	100.0%
全産業(公務除く)		8,791		94,746		8,285		98,564	
第一次産業	農林漁業	41	0.5%	312	0.3%	58	0.7%	480	0.5%
	小 計	41	0.5%	312	0.3%	58	0.7%	480	0.5%
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.01%	12	0.01%	1	0.01%	7	0.01%
	建設業	813	9.2%	4,590	4.8%	794	9.5%	4,687	4.7%
	製造業	1,300	14.8%	29,306	30.9%	1,193	14.3%	29,883	29.8%
	小 計	2,114	24.0%	33,908	35.7%	1,988	23.8%	34,577	34.5%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.1%	167	0.2%	38	0.5%	169	0.2%
	情報通信業	37	0.4%	351	0.4%	37	0.4%	422	0.4%
	運輸業・郵便業	267	3.0%	6,818	7.2%	281	3.4%	6,958	6.9%
	卸売業・小売業	2,145	24.4%	17,387	18.4%	1,938	23.3%	16,963	16.9%
	金融業・保険業	129	1.5%	1,542	1.6%	123	1.5%	1,418	1.4%
	不動産業・物品賃貸業	516	5.9%	1,487	1.6%	493	5.9%	1,280	1.3%
	学術研究・専門・技術サービス業	293	3.3%	1,795	1.9%	316	3.8%	2,001	2.0%
	宿泊業・飲食サービス業	935	10.6%	6,891	7.3%	690	8.3%	5,690	5.7%
	生活関連サービス業・娯楽業	848	9.6%	3,977	4.2%	755	9.1%	3,509	3.5%
	教育・学習支援業	231	2.6%	1,623	1.7%	278	3.3%	3,702	3.7%
	医療・福祉	659	7.5%	11,074	11.7%	721	8.7%	13,046	13.0%
	複合サービス事業	35	0.4%	851	0.9%	34	0.4%	713	0.7%
	サービス事業(他に分類されないもの)	534	6.1%	6,563	6.9%	535	6.4%	7,636	7.6%
	公務(他に分類されないものを除く)	—	—	—	—	49	0.6%	1,835	1.8%
	小 計	6,636	75.4%	60,526	64.0%	6,288	75.6%	65,342	65.1%

注) 事業所数及び従業者数の上位3位までを で示します。

資料：経済センサス-活動調査

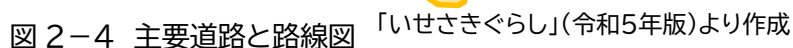
比率(%)は、端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

第1項 土地利用状況

表 2-4 地目別土地面積(令和5年)

資料:「伊勢崎市統計書 令和5年版」

本市はＪＲ両毛線と東武伊勢崎線が結節する鉄道交通の要衝であるとともに、北関東自動車道が東西に横断し、伊勢崎インターチェンジ、波志江スマートインターチェンジが設置されています。また、東部を貫通する国道 17 号上武道路、南北を結ぶ国道 462 号と伊勢崎大間々線、さらに北に国道 50 号、南に国道 354 号が東西に横断しています。そのほか主要地方道が市の中心部から放射線状に伸びており、交通アクセスに恵まれています。



第5節 本市の総合計画等

総合計画及び環境基本計画におけるごみに係る基本方針等について、次に示します。

① 第3次伊勢崎市総合計画(前期アクションプラン)
(計画期間:2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)

重点施策 循環型社会の推進

施策の展開方針

方針1：計画的な施設整備の実施 清掃リサイクルセンター21 の施設整備を計画的に実施し長寿命化を図るとともに、ごみの減量化・再資源化により最終処分場の延命化に努める。また、ごみ処理施設の広域化を検討する。

方針2：ごみの減量化の推進 分別収集方法の周知などの意識啓発に取り組むことで、ごみの適正な処理とごみの減量化の推進を図る。

方針3：ごみの再資源化の推進 資源として再び利用できる資源物の分別を徹底するための意識啓発や施策に取り組むことで、ごみの再資源化の推進を図る。

目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1の事業：ごみ処理施設維持管理事業 清掃リサイクルセンター21 の必要な施設整備を計画的に進めるとともに、最終処分場の延命化に取り組む。また、ごみ処理施設の広域化を検討する。

方針2の事業：再資源化推進事業 広報紙やごみ分別アプリ等による分別収集方法の周知徹底やリユース食器貸出事業の利用促進等により、適正処理を推進し、ごみの減量化を図る。

方針3の事業：再資源化推進事業 古紙類、衣類、プラスチック製容器包装、ペットボトル等の資源物の分別の徹底により、ごみの再資源化を図る。

成果指標
と目標値

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	最終処分量	8,891t	6,900t
方針2	1人1日当たりのごみ排出量	917g	855g
方針3	リサイクル率	10.1%	13.1%

② 第3次伊勢崎市環境基本計画(計画期間:令和7(2025)年度～令和16(2034)年度)

基本目標Ⅱ 循環型社会の推進

方針2-1 計画的な施設整備の実施

①清掃リサイクルセンター21等の施設整備 施設の安定稼働と長寿命化を図るための整備を計画的に進める。 ②最終処分場の延命化 効果的な改修を行うことにより、長寿命化を進めて最終処分場の延命化に取り組む。また、ごみ処理施設の広域化を検討する。

方針2-2 ごみの減量化の推進

①ごみの分別収集方法の周知徹底 プラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを促進し、使い捨てプラスチックについても削減を目指す。 ②食に関するごみの削減の推進 「伊勢崎市食品ロス削減協力店」の認定、「生ごみ処理器の購入費助成金」の交付等を継続し、食に関するごみの削減を推進していく。

方針2-3 ごみの再資源化の推進

①資源物の分別の周知徹底 市民や事業者にとってわかりやすいごみ分別方法を検討し、市のホームページでの情報発信やパンフレットの配布等によって周知を図るとともに、公共施設におけるごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルを推進する。また、引き続き外国人向けにも多言語での資源化の情報発信を行う。 ②グリーン購入の推進 市民・事業者に対し、リサイクル製品や詰め替え用製品など環境への負荷の少ない環境配慮型製品を購入するグリーン購入を促す。

成果指標
と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
最終処分量	8,891t	6,900t	6,200t
1人1日当たりのごみ排出量	917g	855g	805g
リサイクル率	10.1%	13.1%	16.5%

第2節 ごみの分別区分及び処理フロー

第1項 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、表 3-2 に示すとおりです。伊勢崎・東・境地区と赤堀地区では分別区分が異なっている品目があります。発泡トレイについては、伊勢崎・東・境地区ではプラスチック製容器包装で分別し、赤堀地区では個別に分別を行っています。

排出形態では、ペットボトルが、伊勢崎・東・境地区は排出場所に設置されたネット袋へ排出、赤堀地区は指定ごみ袋【もえないごみ】での排出となっています。

表 3-2 ごみの分別区分(令和6年4月現在)

区分	主なもの	排出形態
もえるごみ	生ごみ、プラスチック製品、草木類、リサイクルできない紙類・布類	指定ごみ袋【もえるごみ】
もえないごみ	金属製品、陶磁器・ガラス類、びん・缶類(資源化できないもの)	指定ごみ袋【もえないごみ】
びん	飲料用・食品用・常備薬用・化粧用	指定ごみ袋【びん】
缶	 マークの表示があるもの。 飲料缶・缶詰・菓子缶・茶筒	指定ごみ袋【缶】
プラスチック製容器包装 (伊勢崎・東・境地区)	 マークの表示があるもの。 トレイ類、パック類、カップ類、ふた・ラベル類、袋・フィルム類、チューブ類、ボトル・ポンプ類、発泡スチロール、PET 製ボトル容器	指定ごみ袋【プラスチック製容器包装】
発泡トレイ (赤堀地区)	 マークの表示があるもの。 発泡トレイ(発泡ポリスチレン製の食品トレイ)	ネット袋
粗大ごみ	家具類、電気・ガス器具類、園芸・スポーツ用品類、布団類、乗り物類、剪定木 ※指定ごみ袋に入らないもの	町名・氏名を書いた紙を貼り付ける ※赤堀地区は特になし
ペットボトル	 マークの表示があるもの。 飲料用、酒類用、調味料用など	ネット袋 ※赤堀地区は指定ごみ袋【もえないごみ】
古紙類	新聞・折込チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ	新聞・折込チラシ、雑誌、段ボール、紙パック:ひもで縛る 雑がみ:紙袋等に入れる
衣類	Tシャツ、ワイシャツ、セーター、フリース、トレーナー、ジーンズ、下着類	指定ごみ袋【缶】
有害物	電池類、蛍光管、水銀式(体温計・温度計・血圧計)	コンテナ
危険物	カセットボンベ・スプレー缶、ライター	コンテナ
廃食用油	液体の植物性油のみ (サラダ油、菜種油、ごま油、オリーブオイルなど)	ペットボトル容器に入れ、コンテナ
集団回収	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ、衣類	

資料:家庭の資源とごみの分別ガイドブック[伊勢崎・東・境地区]
家庭の資源とごみの分別ガイドブック[赤堀地区]

第2項 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理体系は、図 3-2(1) 及び図 3-2(2) に示すとおりです。発生したごみの大部分について、伊勢崎・東・境地区は伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 で、赤堀地区は桐生市清掃センターで処理を行っています。

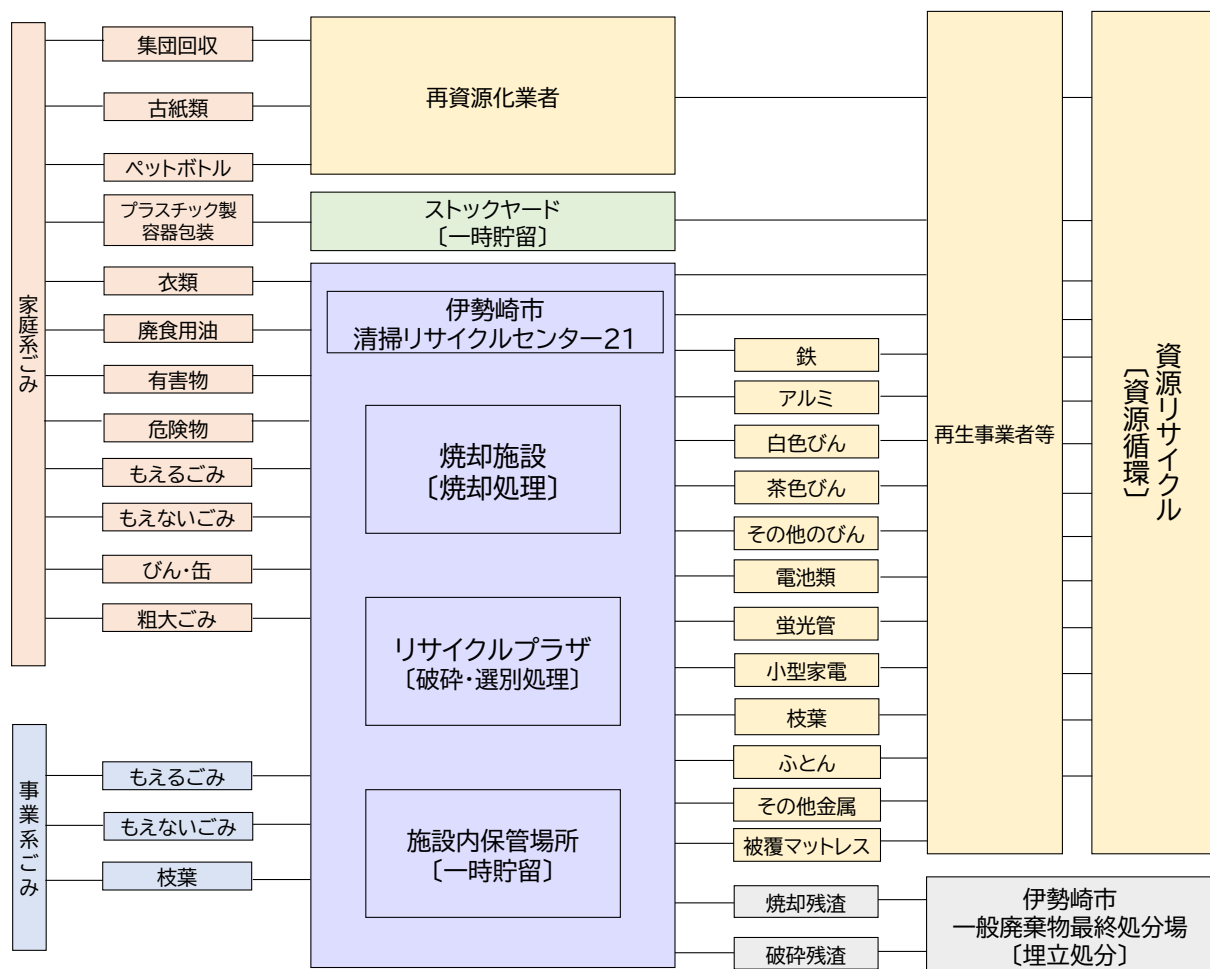


図 3-2(1) ごみ処理フロー(伊勢崎・東・境地区)

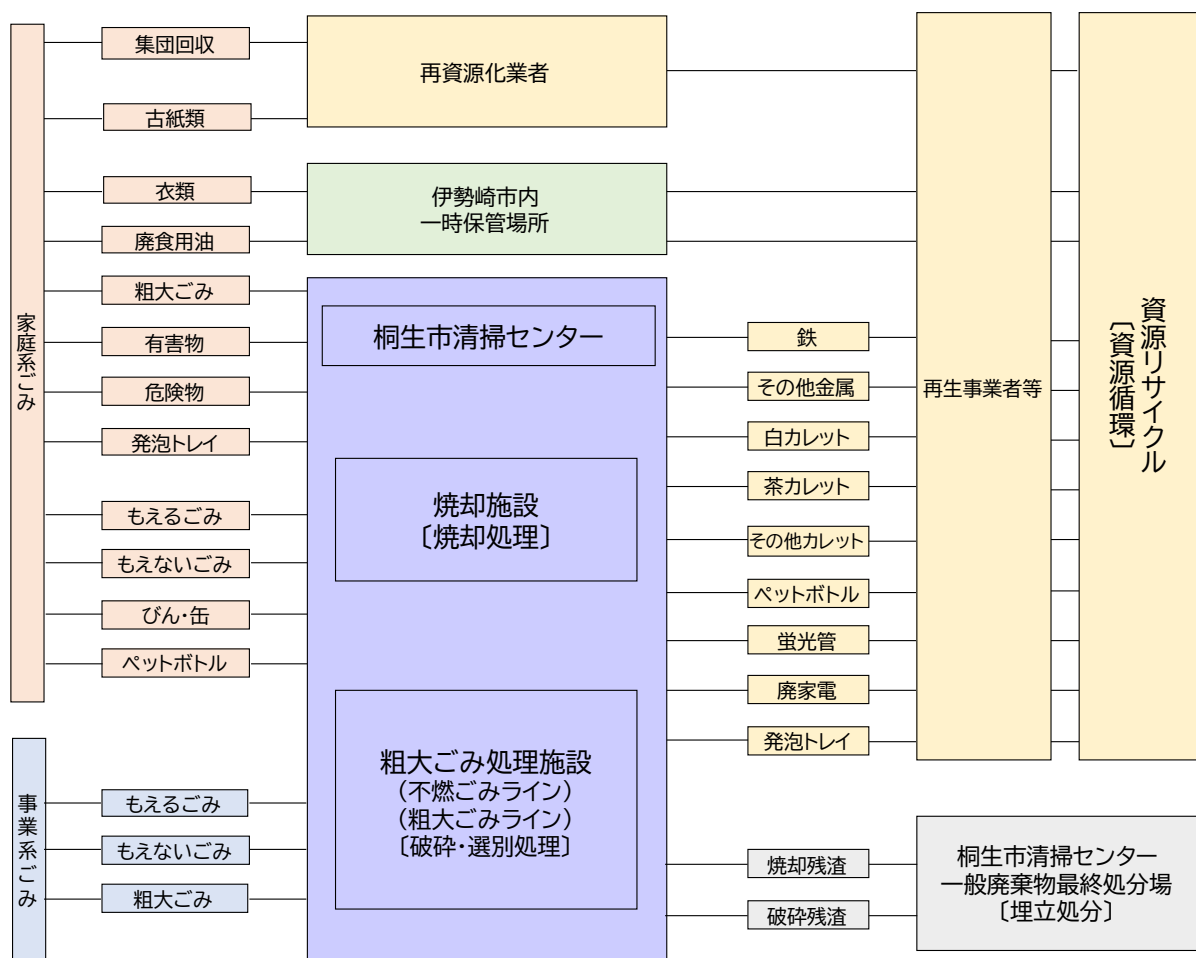


図 3-2(2) ごみ処理フロー(赤堀地区)

注) 令和7年度より赤堀地区でプラスチック製容器包装の分別収集を開始する予定です。

プラスチック製容器包装の分別収集開始後、「発泡トレイ」はプラスチック製容器包装として分別収集します。

その際のごみ処理フローは、「家庭系ごみ」→「伊勢崎市内一時保管場所」→「再生事業者等」→「資源リサイクル[資源循環]」となります。

第3節 ごみ発生量及びその性状

第1項 ごみ排出量

市全体の過去5年間（令和元年度～令和5年度）のごみ排出量は、表3-3及び表3-4に示すとおりです。ごみ総排出量と1人1日当たりの排出量は令和2年度を境に減少傾向を示しています（図3-3参照）。

令和5年度におけるごみ総排出量は71,312 t/年、1人1日当たりの排出量は917 g/人・日となっています。

表3-3 ごみ排出量の実績(市全体 排出者別内訳)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口(年度末人口)		人	213,167	212,946	212,178	211,963	211,923
家庭系ごみ	もえるごみ	t/年	49,714	51,077	49,380	48,062	47,201
	もえないごみ	t/年	1,717	1,967	1,711	1,682	1,564
	粗大ごみ	t/年	2,921	3,436	3,001	2,806	2,676
	有害物・危険物	t/年	211	154	147	142	136
	資源	t/年	5,092	5,676	5,326	5,130	5,177
	集団回収	t/年	1,073	530	582	628	583
	計	t/年	60,729	62,839	60,148	58,451	57,338
事業系ごみ	もえるごみ	t/年	13,997	12,773	12,980	13,167	13,218
	もえないごみ	t/年	746	681	634	460	464
	その他	t/年	472	230	257	228	292
	計	t/年	15,215	13,684	13,871	13,854	13,974
総 計		t/年	75,944	76,524	74,018	72,305	71,312
1人1日当たりの排出量		g/人・日	973	983	954	933	917

注)1人1日当たりの排出量は10月1日付人口で算出しています。

小数点の処理により、計算が合わない場合があります。

表3-4 ごみ排出量の実績(市全体 組成別内訳)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ごみ総排出量	t/年	75,944	76,524	74,018	72,305	71,312	
	もえるごみ	t/年	63,711	63,850	62,360	61,229	60,419
	もえないごみ	t/年	2,463	2,648	2,345	2,142	2,028
	粗大ごみ	t/年	2,929	3,443	3,012	2,863	2,793
	有害物・危険物	t/年	211	154	147	142	136
	資源	t/年	5,556	5,899	5,572	5,301	5,352
	集団回収	t/年	1,073	530	582	628	583

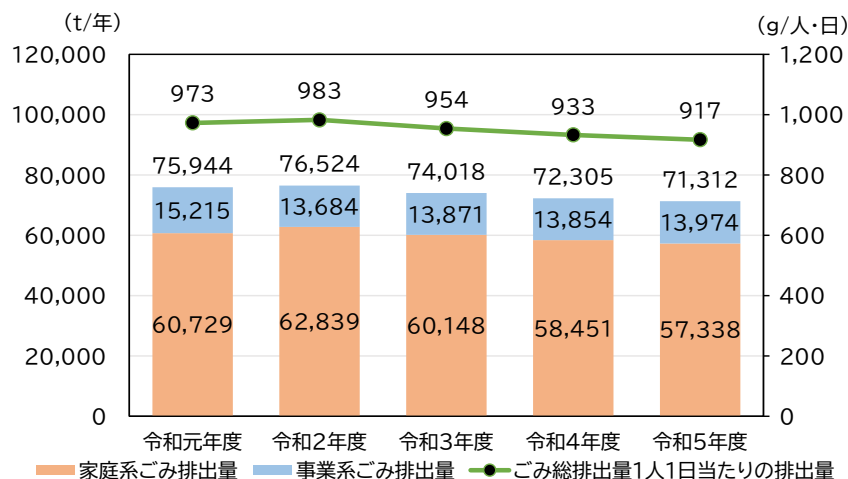


図3-3 ごみ排出量の推移(市全体)

第2項 ごみの性状

もえるごみの組成調査（湿ベース）（清掃リサイクルセンター21 搬入分）は、表 3-5 に示すとおりです。図 3-4 は表 3-5 をグラフ化したものです。

令和 2 年度に厨芥類(生ごみ)の増加、紙類の減少がみられます。厨芥類(生ごみ)の増加の原因は、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症拡大による在宅時間の増加、テイクアウトや宅配の利用の増加などが考えられます。

表 3-5 もえるごみの組成調査(湿ベース)

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
厨芥類(生ごみ)	37.6	48.3	36.9	38.3	44.5
紙類	27.5	18.4	30.3	32.1	31.5
合成樹脂類	19.2	19.4	18.7	15.4	17.6
木・竹・わら類	7.1	5.9	9.5	6.9	1.9
布類	4.6	4.9	0.9	3.9	2.1
不燃物類	1.0	0.5	0.9	0.9	0.6
ゴム・皮革類	0.4	1.1	0.2	1.0	0.3
その他	2.5	1.5	2.8	1.4	1.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注)端数処理により、合計が一致しない場合があります。

資料:伊勢崎市のごみ処理

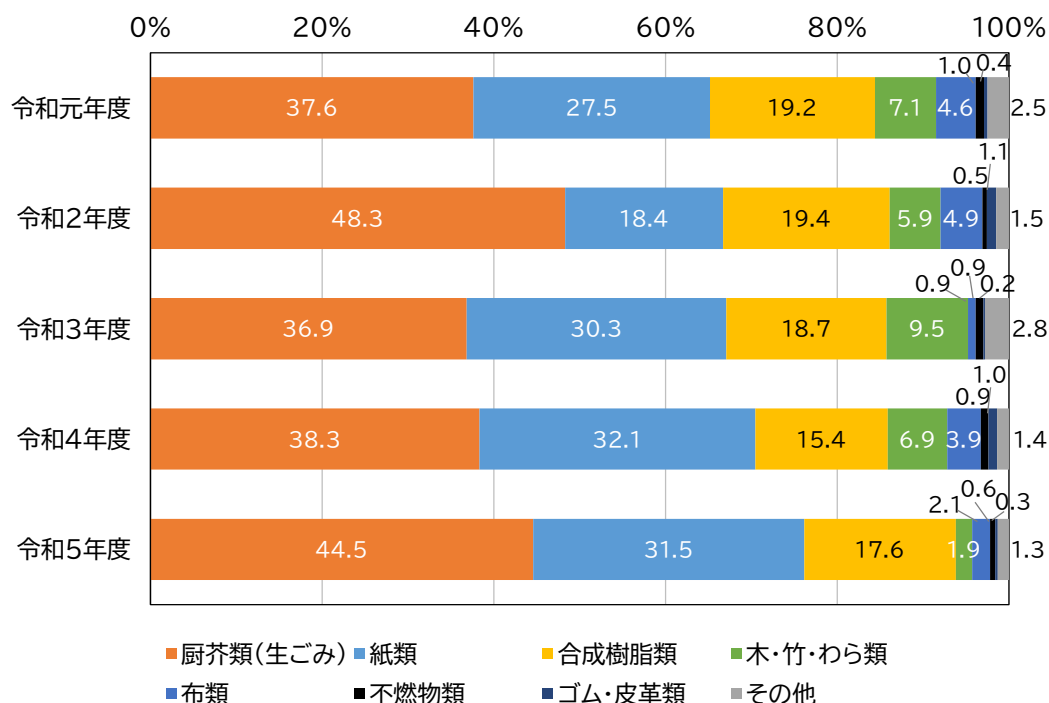


図 3-4 もえるごみの組成調査(湿ベース)の推移

第4節 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率は、表 3-6 に示すとおりです。資源化量の内訳をみると、古紙類、金属類が減少傾向を示しており、空き地等にある古紙回収ステーション等、民間リサイクルルートに流れていることも減少のひとつと考えられます。

集団回収量は、表 3-7 に示すとおりです。令和 2 年度に著しく減少しているのは、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、集団回収活動の自粛等により減少したものと考えられます。

表 3-6 資源化量及びリサイクル率

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ総排出量	t/年	75,944	76,524	74,018	72,305	71,312
処分ごみ	t/年	67,835	68,492	66,513	65,050	64,138
総資源化量	t/年	8,109	8,032	7,505	7,254	7,174
古紙類	t/年	3,502	3,180	3,122	3,016	2,833
衣類	t/年	195	302	279	252	253
金属類	t/年	1,913	2,074	1,775	1,654	1,570
容器包装プラ	t/年	566	618	657	677	664
ペットボトル	t/年	234	252	258	272	284
ビン	t/年	365	302	269	278	265
缶	t/年	115	157	132	121	144
廃食用油	t/年	18	19	19	17	17
枝葉	t/年	1,164	1,025	900	841	996
小型家電	t/年	0	50	37	67	58
ふとん類	t/年	27	39	40	47	44
乾電池	t/年	0	0	0	0	26
蛍光管	t/年	0	0	0	0	19
その他	t/年	9	15	17	11	1
リサイクル率	%	10.7	10.5	10.1	10.0	10.1

表 3-7 集団回収量

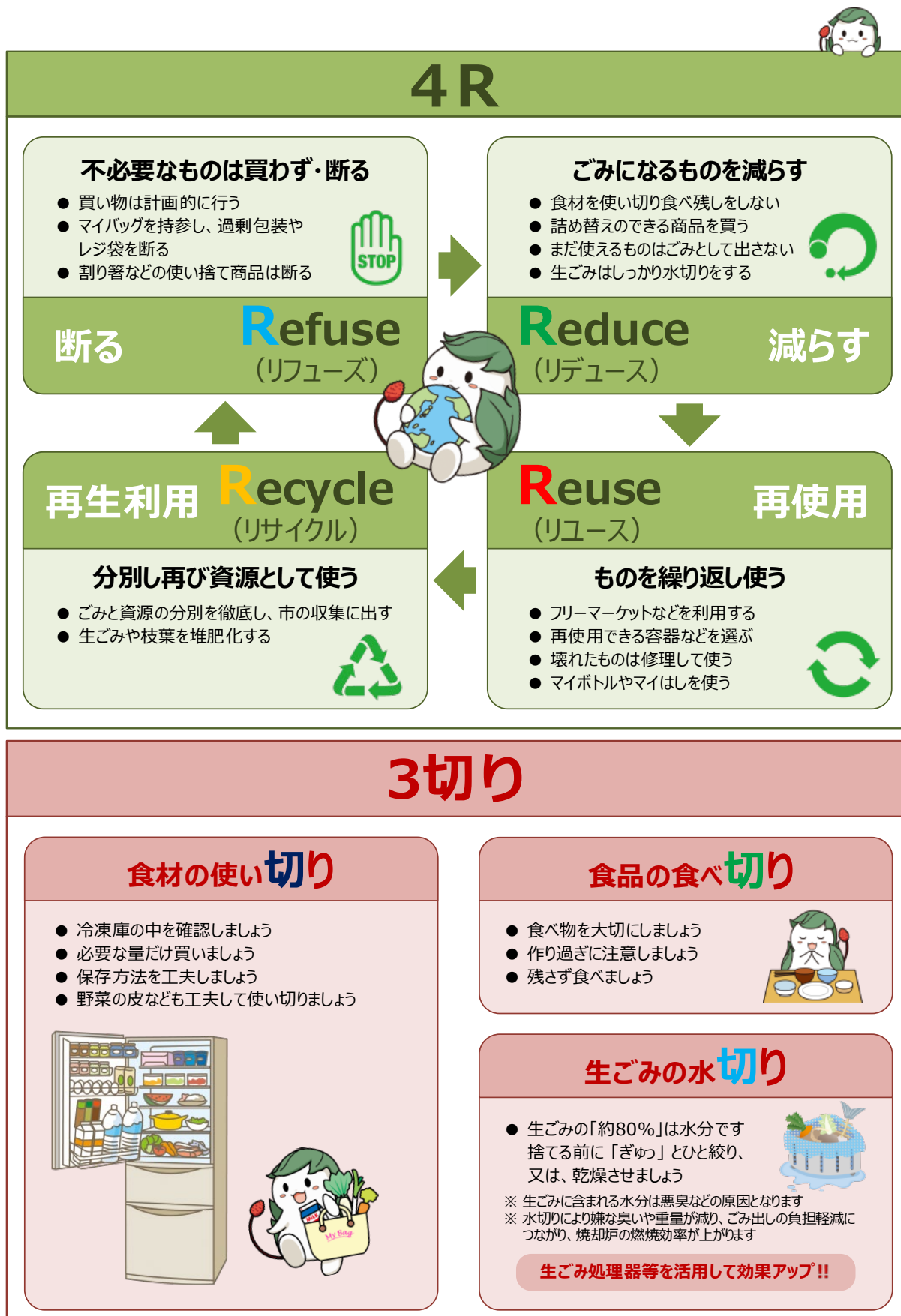
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集団回収量	t/年	1,073	529	580	628	583
新聞	t/年	534	208	246	274	254
雑誌	t/年	162	82	82	104	82
段ボール	t/年	357	226	235	237	234
雑がみ	t/年	11	9	12	8	8
紙パック	t/年	6	3	3	3	3
衣類	t/年	3	2	3	2	3



第5節 排出抑制・再資源化施策の実施状況

本市では、「4 R」と「3 切り」運動を推進しています。

具体的な排出抑制・再資源化等の施策の実施状況について、次頁以降に示します。



〔排出抑制関連施策の実施状況〕

生ごみ処理器購入費助成

家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、堆肥式処理器、電動式処理機、EM式処理器、ディスポーザ等の生ごみ処理器購入者に対して助成金を交付しています。助成金額は購入金額の半額（上限2万円）となっています。

イベント等で事業の案内や実機を用いた啓発活動を行うことで、利用者の増加によるごみの減量化を図っています。

枝葉破砕機購入費助成

家庭で剪定するなどして排出される枝葉について、再利用やごみの減量につなげるため、枝葉破砕機購入者に対して助成金を交付しています。助成金額は購入金額の半額（上限2万円）となっています。

食品ロス削減啓発事業

食品ロスを削減するため、食品ロスの削減に向けた取組を実践している市内の飲食店や宿泊施設を募集し、「伊勢崎市食品ロス削減協力店」として認定しているほか、イベント等で啓発物を配布することで、市民の食品ロス削減意識の向上を図っています。



食品ロス削減協力店のステッカー

食べきり30・10運動

宴会等の食べ残しを減らすため、「くわまるの食べきり30・10運動」を推進しています。

① 予約・注文

参加者の好みや食べきれる量を注文する



食品ロス削減協力店
を利用しよう！

② 味わいタイム

乾杯後の**30分間**は自席で料理を楽しむ



できたてを味わおう！

③ 歓談・親睦タイム

離れた席の人とも歓談して親睦を深める



料理のことも忘れずに！
苦手なものは事前に配ろう！

④ 食べきりタイム

お開き前の**10分間**は自席で料理を楽しむ



料理とお店に感謝！

リユース食器貸出事業

飲食の提供を伴うイベント時に、使い捨て容器のごみの発生抑制や、使用者のリユース意識の向上を図ることを目的として、イベント実施団体に、繰り返し洗って使えるリユース食器の貸し出しを行っています。



レジ袋の削減、マイバッグの持参

消費者団体・事業者・行政で組織する群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会に協力し、レジ袋の削減、マイバッグ持参の周知を図っています。

指定ごみ袋制度の導入

家庭系ごみのうち、もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装、びん、缶の5品目について、指定ごみ袋を採用しています。



ごみ組成調査等の実施

ごみの減量化・再資源化を進めるにあたり、基礎資料を得るため、ごみの組成調査を実施しています。

事業系ごみの指導強化

事業系ごみの減量化・再資源化を図るため、搬入指導強化を行うとともに、分別指導を徹底しています。

〔資源化関連施策の実施状況〕

町内の資源回収・資源回収活動に対する奨励金交付

再生可能な有価物（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ、衣類など）の再資源化を積極的に実施した行政区・団体に対し、1キログラム当たり8円の奨励金を交付しています。

資源保管庫

資源物の回収量の増加及び市民の利便性向上のため、公共施設に常設の資源回収用保管庫を設置しています。

資源保管庫は平成20年度から順次設置を開始しており、令和5年度現在で市役所や各支所、公民館、保育所等計28ヶ所の公共施設に設置しています。

回収品目については、古紙類（新聞・雑誌・段ボール・雑がみ）、衣類及び廃食用油を対象としています。また、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していない赤堀地区の住民に向け、赤堀支所においてはプラスチック製容器包装も収集しています。

※令和7年度より赤堀地区でプラスチック製容器包装の分別収集を開始する予定です。



資源保管庫

使用済み小型家電の拠点回収

平成 25 年度の小型家電リサイクル法の施行に伴い、本市においても平成 25 年度から貴金属やレアメタルなどを含む使用済み小型家電の回収を実施しています。

従来のもえないごみの分別区分により回収したごみの中から、使用済み小型家電を選別するピックアップ回収と、市役所・各支所等の公共施設 23 ヶ所に専用の回収ボックスを設置してボックス回収を実施しています。



使用済み小型家電の専用回収ボックス

小型充電式電池の拠点回収

リチウムイオン電池などの小型充電式電池による火災、爆発事故を防止し、また希少な金属の再資源化を推進するため、令和 2 年 7 月から小型充電式電池の回収を実施しています。

専用の回収ボックスは市役所・各支所等の公共施設 23 ヶ所に設置しています。



小型充電式電池回収ボックス

小型充電式電池の分別収集

令和 4 年度（令和 5 年 3 月）より町内資源回収場所におけるリチウムイオン電池等の分別収集を開始し、処分方法の拡充を図ることで適切な分別と発火事故の抑止を図っています。

インクカートリッジの拠点回収

資源の有効活用のため、令和 2 年 7 月からインクカートリッジの回収を実施しています。

専用の回収ボックスは市役所・各支所等の公共施設 23 ヶ所に設置しています。



インクカートリッジ回収ボックス

プラスチック製容器包装の回収

プラスチック類について、プラスチック製容器包装を伊勢崎地区、東地区、境地区のごみステーションと赤堀地区内の拠点で分別収集しているほか、発泡トレイ（白色）を赤堀地区の町内資源回収場所で分別収集しています。

赤堀地区については、現在赤堀支所の資源保管庫でのみプラスチック製容器包装の分別収集を実施していますが、令和 7 年度よりごみ集積所での分別収集を開始する予定です。

宅配便によるパソコン等の回収

令和 2 年 7 月から、環境省及び経済産業省の認定を受けたリネットジャパンリサイクル(株)と小型電子機器等の回収促進に係わる連携・協力の協定を締結し、パソコン等の処分方法の拡充を図ることで、適正な分別と小型家電の再資源化を推進しています。

〔環境教育、普及啓発関連施策の実施状況〕

家庭の資源とごみの収集カレンダー及び分別ガイドブックの作成

家庭の資源とごみの収集カレンダーを作成し、全戸配布しています。また、ごみの分別辞典として、家庭の資源とごみの分別ガイドブック（５年ごとに改訂）を作成し配布しています。カレンダー及びガイドブックは外国語版も作成しています。



分別ガイドブック

環境教育

小学校での出前講座や、小学生を中心とした清掃リサイクルセンター21の施設見学を通じて環境学習の支援を行っています。

普及啓発

市民及び事業者に取り組んでもらう事項について、市ホームページや広報誌、ごみ分別アプリ等により情報を発信し、啓発を行っています。

ごみ分別アプリ「さんあーる」では、ごみの出し方や収集日も簡単に確認でき、インフォメーション機能も利用できるため、市民への普及促進を図っています。

外国人向けの外国語版は令和6年度から順次配信していきます。

【ごみ分別アプリ「さんあーる」QRコード】



iOS 版



Android 版



ごみ分別アプリ「さんあーる」

市職員出前講座の実施

市民のリサイクル意識の向上を目的に、出前講座として地域へ出向き、ごみの分別やごみの減量化・再資源化についての講座を実施し、周知を図っています。出前講座の参加者には、啓発品を配布し、ごみの発生抑制や減量を推進しています。また、外国人を対象とした出前講座も実施しています。

環境指導員の委嘱

各行政区に1名を委嘱しており、区域内の生活環境の改善指導や環境保全意識の普及啓発をはじめ、地域住民がごみ集積所を適正に利用するための指導なども行っています。



第6節 収集・運搬の状況

第1項 収集運搬体制

収集頻度及び排出場所等について整理すると、表 3-8 に示すとおりです。

収集頻度は、地区により違いがあり、もえないごみ・びんについては、伊勢崎・東地区は月 2 回、境・赤堀地区は月 1 回となっています。缶は、伊勢崎・東・赤堀地区は月 2 回、境地区は月 1 回となっています。ペットボトルは、東・境地区は月 2 回、伊勢崎・赤堀地区は月 1 回となっています。

表 3-8 収集頻度及び排出場所等(令和6年度)

地区	伊勢崎	東	境	赤堀
区分				
もえるごみ	週2回 ごみステーション			
もえないごみ	月2回 ごみステーション		月1回 町内資源回収場所	月1回 ごみステーション
びん	月2回 ごみステーション		月1回 町内資源回収場所	月1回 ごみステーション
缶	月2回 ごみステーション		月1回 町内資源回収場所	月2回 ごみステーション
プラスチック製容器包装 (伊勢崎・東・境地区)	週1回 ごみステーション			随時 赤堀支所 資源保管庫
発泡トレイ(赤堀地区)				月1回 町内資源回収場所
粗大ごみ	月1回 ごみステーション	年6回 町内資源回収場所	月1回 町内資源回収場所	
ペットボトル	月1回 町内資源回収場所	月2回 町内資源回収場所		月1回 ごみステーション
古紙類	月1回 町内資源回収場所・資源保管庫 ※資源保管庫は紙パックを除く。			
衣類	月1回 町内資源回収場所・資源保管庫			
有害物(電池類・蛍光管・ 水銀式体温計など) ※赤堀地区は水銀式を除く	月1回 町内資源回収場所			
危険物(カセットボンベ・ スプレー缶・ライター)	月1回 町内資源回収場所			
廃食用油	月1回 町内資源回収場所・資源保管庫			

注) プラスチック製容器包装には発泡トレイを含みます。

令和7年度より赤堀地区でプラスチック製容器包装の分別収集を開始する予定です。

プラスチック製容器包装の分別収集開始後、「発泡トレイ(赤堀地区)」はプラスチック製容器包装として分別収集します。

資料: 家庭の資源とごみの分別ガイドブック

第2項 収集運搬量

収集運搬量（家庭系ごみ）は、表 3-9 に示すとおりです。図 3-5 は表 3-9 をグラフ化したものです。

家庭系ごみ排出量が令和 3 年度以降減少傾向を示しており（表 3-3 参照）、収集運搬量も減少しています。

表 3-9 収集運搬量(家庭系ごみ)の実績

		実 績				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
もえるごみ	t/年	46,919	48,067	46,624	45,522	44,699
もえないごみ	t/年	1,249	1,458	1,280	1,213	1,160
粗大ごみ	t/年	2,896	3,411	2,969	2,777	2,636
資源	t/年	4,356	4,775	4,621	4,413	4,294
その他(危険物等)	t/年	212	154	148	142	136
合計	t/年	55,632	57,865	55,642	54,067	52,925

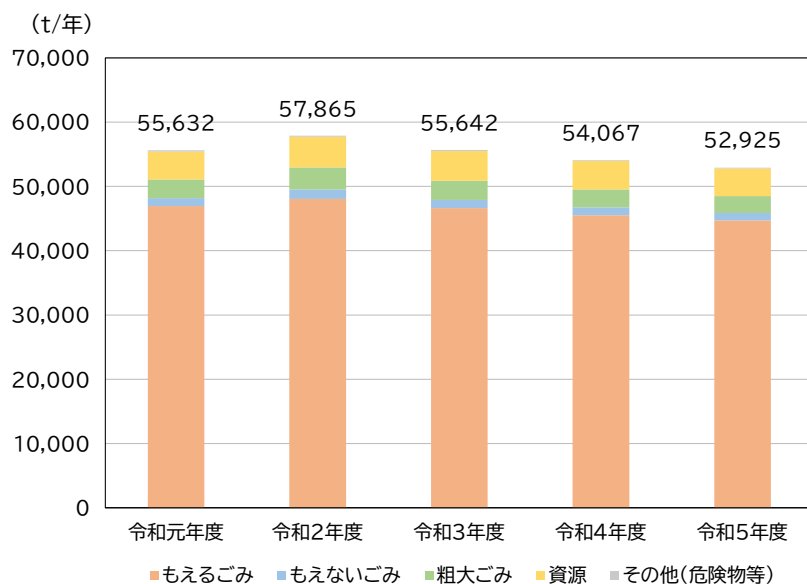


図 3-5 収集運搬量(家庭系ごみ)の推移



第7節 中間処理の状況

第1項 中間処理施設の概要

本市の中間処理施設の概要は表 3-10 に示すとおりです。また、赤堀地区の処理先である桐生市清掃センターの概要についても表 3-10 に示します。

伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 は稼働後 24 年が経過していますが、焼却施設は平成 26 年度から 28 年度に基幹的設備改良工事を実施し、リサイクルプラザについても令和 7 年度から 8 年度に基幹的設備改良工事を予定しています。



伊勢崎市清掃リサイクルセンター21



桐生市清掃センター

表 3-10 中間処理施設の概要

施設名称	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21		桐生市清掃センター
施設の所轄	伊勢崎市		桐生市
所在地	伊勢崎市柴町 954 番地		桐生市新里町野 461 番地
稼働年月	平成 12 年4月		平成8年6月
敷地面積	約 33,000m ²		136,876m ² (温水プール 15,508m ² 含む)
	焼却施設		
施設規模	210t/日(70t/日×3炉)		450t/日(150t/日×3炉)
炉形式	全連続燃焼式焼却炉(流動床式)		全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)
基幹的設備 改良工事	平成 26 年度～平成 28 年度		平成 26 年度～平成 29 年度
	リサイクルプラザ		
施設規模	もえないごみ・不燃性粗大ごみ 処理施設	41t/5h	もえないごみ・不燃性粗大ごみ、可燃 性粗大ごみ、発泡スチロール 80t/5h
	可燃性粗大ごみ処理施設	1t/5h	
	資源回収施設…缶類選別装置	5.8t/5h	
	…びん類選別装置	6.2t/5h	
処理方式	もえないごみ・不燃性粗大ごみ処理施設： 堅型高速回転式 可燃性粗大ごみ処理施設：切断式		衝撃・剪断併用回転式 剪断式
基幹的設備 改良工事	令和7年度・8年度予定		—————

第2項 中間処理量

中間処理量は、表 3-11 及び表 3-12 に示すとおりです。図 3-6 は表 3-11 及び表 3-12 の焼却量の計、破碎選別処理量の計をグラフ化したものです。

表 3-11 中間処理量(伊勢崎・東・境地区)の実績

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
伊勢崎市清掃リサイクルセンター21	焼却施設	搬入量(焼却量)	t/年	60,938	57,169	58,712	58,648	56,313	
		搬出量	埋め立て処分	t/年	6,299	6,475	5,810	5,980	5,866
			焼却残渣	t/年	4,450	4,719	4,263	4,442	4,373
			焼却不燃残渣	t/年	1,849	1,756	1,547	1,538	1,493
			資源化量	t/年	246	308	225	218	231
			焼却鉄	t/年	167	166	140	141	143
			新聞、雑誌、段ボール	t/年	79	142	85	77	88
	リサイクルプラザ	搬入量	t/年	5,950	6,574	5,855	5,377	5,216	
		破碎選別処理量	t/年	5,383	5,796	5,256	4,712	4,993	
		搬出量	粗大不燃残渣	t/年	3,883	4,073	3,743	3,425	3,825
			埋め立て処分	t/年	904	1,114	973	894	881
			不燃残渣	t/年	904	1,114	973	894	881
			焼却灰	t/年	0	0	0	0	0
			資源化量	t/年	2,849	3,147	2,712	2,410	2,419
			スチール缶	t/年	27	51	36	27	39
			アルミ缶	t/年	36	56	42	36	50
			びん	t/年	325	264	234	238	227
			破碎鉄	t/年	1,109	1,184	998	862	831
			鉄屑(破碎困難)	t/年	394	437	361	352	333
		枝	t/年	822	984	880	734	761	
		その他	t/年	136	171	161	161	178	
		委託処理	t/年	15	96	19	106	5	

表 3-12 中間処理量(赤堀地区)の実績

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
桐生市清掃センター	焼却施設	搬入量(焼却量)	t/年	6,815	7,088	7,047	7,269	7,017	
		搬出量	焼却残渣(埋立処分)	t/年	833	920	864	839	871
	リサイクルプラザ	搬入量	t/年	819	931	821	840	840	
		破碎選別処理量	t/年	781	890	778	795	794	
		搬出量	可燃残渣(焼却処理)	t/年	428	524	444	423	425
			不燃残渣(埋立処分)	t/年	161	165	137	159	165
			資源化量	t/年	243	257	253	265	254

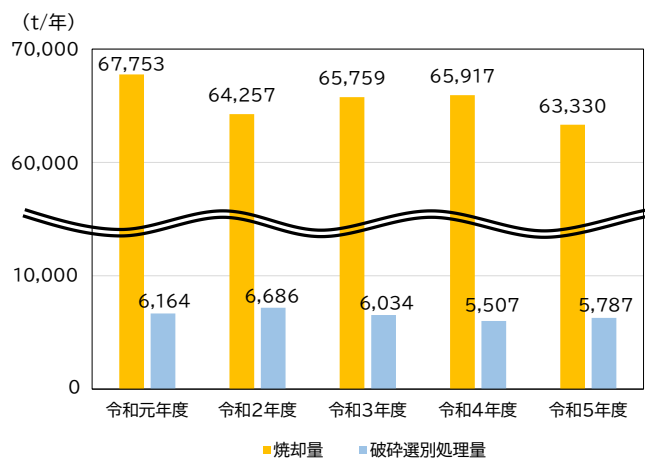


図 3-6 中間処理量の推移

第8節 最終処分状況

第1項 最終処分場の概要

最終処分場の概要は、表 3-13 に示すとおりです。赤堀地区の処分先である桐生市清掃センター最終処分場についても整理します。

表 3-13 最終処分場の概要

施設名称	伊勢崎市第4期一般廃棄物最終処分場	桐生市清掃センター最終処分場
施設の所轄	伊勢崎市	桐生市
所在地	伊勢崎市柴町 954 番地 (清掃リサイクルセンター21 内)	桐生市新里町野 461 番地 (桐生市清掃センター内)
埋立面積	23,800m ²	46,050m ²
埋立容量	159,100m ³	280,600m ³
埋立工法	準好気性埋立(サンドイッチ方式)	セル方式併用サンドイッチ工法
稼働年月	令和元年度	平成 10 年1月
埋立終了年度	令和 16 年度	令和 20 年度
処理対象地区	伊勢崎、東、境地区	赤堀地区

注)埋立終了年度は一般廃棄物処理実態調査(令和5年度)による。

桐生市清掃センター最終処分場は、桐生市、みどり市も埋め立てしている。



伊勢崎市第4期一般廃棄物最終処分場

第2項 最終処分量

最終処分量は、表 3-14 に示すとおりです。図 3-7 は表 3-14 の合計最終処分量をグラフ化したものです。

表 3-14 最終処分量の実績

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
最終処分場	伊勢崎第3期一般廃棄物最終処分場		t/年	8,784	1,797	埋立終了		
	焼却不燃残渣	t/年	1,849	576				
	粗大不燃残渣	t/年	539	161				
	ダスト固化物(焼却残渣)	t/年	4,279	248				
	主灰・飛灰(桐生市)	t/年	0	0				
	その他	t/年	2,117	812				
	伊勢崎第4期一般廃棄物最終処分場		t/年	536	8,142	8,738	8,821	8,891
	焼却不燃残渣	t/年	0	1,180	1,547	1,538	1,493	
	粗大不燃残渣	t/年	365	953	973	894	881	
	ダスト固化物(焼却残渣)	t/年	171	4,471	4,263	4,442	4,373	
	主灰・飛灰(桐生市)	t/年	0	151	0	0	276	
	その他	t/年	0	1,387	1,955	1,947	1,868	
	桐生市清掃センター一般廃棄物最終処分場		t/年	994	1,085	1,001	998	1,036
	焼却残渣(赤堀地区)	t/年	833	920	864	839	871	
	不燃残渣(赤堀地区)	t/年	161	165	137	159	165	
合計最終処分量		t/年	10,314	11,024	9,739	9,819	9,927	

注) 合計最終処分量は、3施設の網掛け部分を合算した数値です。

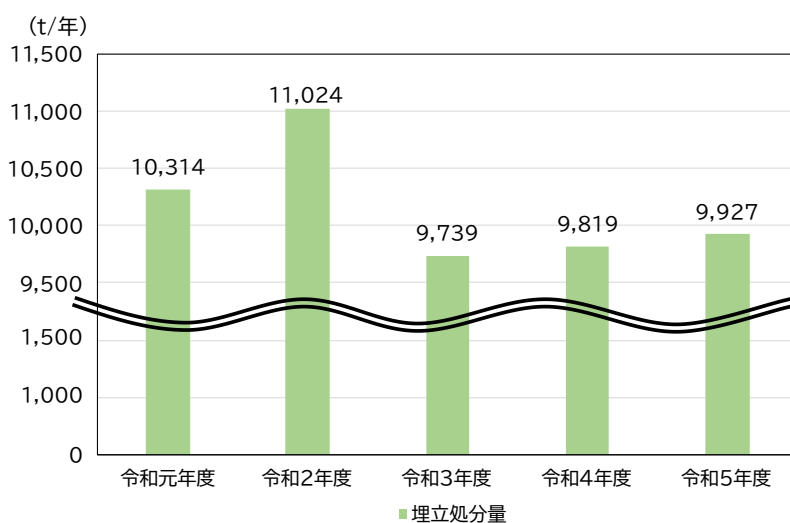


図 3-7 最終処分量の推移

第9節 温室効果ガス排出量

一般廃棄物の焼却における温室効果ガス排出量は、表 3-15 に示すとおりです。図 3-8 は表 3-15 をグラフ化したものです。

令和 2 年度から 4 年度にかけて減少し、令和 5 年度には増加し、約 21,000 t-CO₂ となっています。

表 3-15 一般廃棄物の焼却における温室効果ガス排出量

(単位:t-CO₂)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般廃棄物の 焼却	連続燃焼式	1,030	967	993	992	953
	准連続燃焼式	40	43	43	39	42
	廃プラスチック (活動量は内数)	19,253	19,975	16,559	14,898	19,980
	計	20,323	20,986	17,595	15,930	20,975

注)端数処理の関係により、収支が一致しない場合があります。

資料:環境部環境政策課・GX推進課

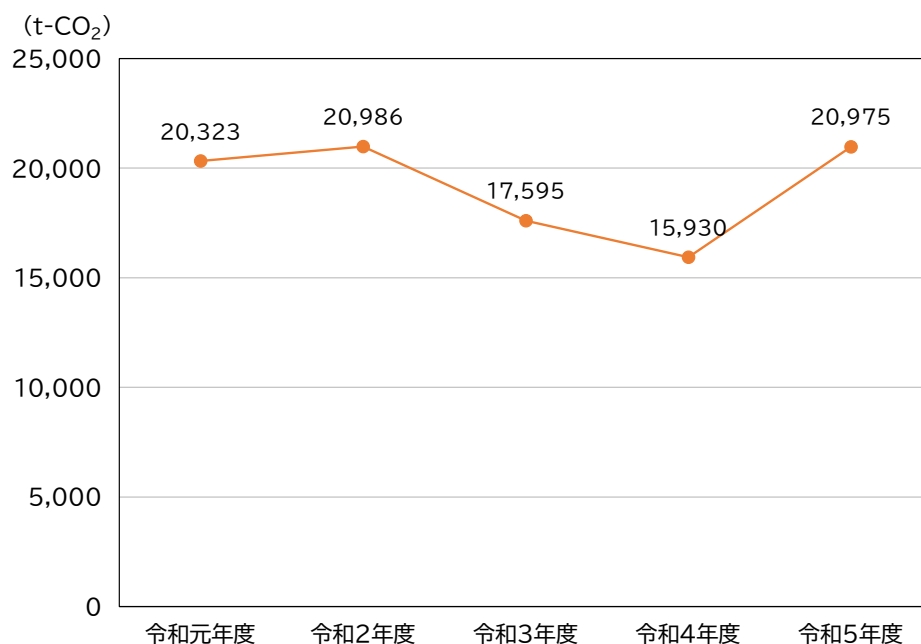


図 3-8 温室効果ガス排出量の推移

第10節 ごみ処理経費

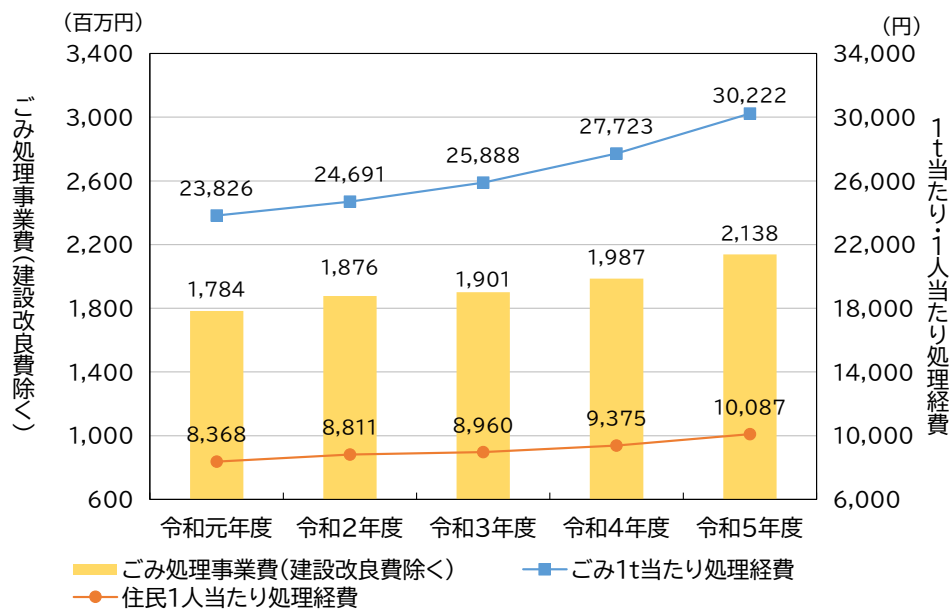
ごみ処理経費は、表 3-16 に示すとおりです。ごみ処理経費（建設改良費除く）は図 3-9 に示すとおりです。ごみ排出量が減少しているのに、経費が増額しているのは、設備の修繕や燃料の高騰などが考えられます。

ごみ 1 t 当たり・住民 1 人当たりのごみ処理経費も増加傾向を示し、令和 5 年度にごみ 1 t 当たり約 3 万円、住民 1 人当たり約 1 万円となっています。

表 3-16 ごみ処理経費

	(単位:千円)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建設改良費	995,373	9,900	5,500	6,050	18,975
処理及び維持管理費	1,783,851	1,876,343	1,901,136	1,987,082	2,133,626
人件費	140,558	138,822	124,988	124,044	136,421
一般職	117,495	122,837	114,309	116,666	124,464
収集運搬	23,063	15,985	10,679	7,378	11,957
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	328,670	420,239	459,905	531,336	591,250
収集運搬費	10,235	14,587	14,063	13,107	11,352
中間処理費	292,288	369,384	388,563	456,735	512,221
最終処分費	26,147	36,268	57,279	61,494	67,677
車両等購入費	6,424	1,137	0	0	0
委託費	1,308,199	1,316,145	1,316,243	1,331,702	1,405,955
収集運搬費	511,551	551,039	563,750	565,436	567,045
中間処理費	691,121	675,162	663,853	671,811	730,428
最終処分費	49,788	36,489	35,760	39,912	41,369
その他	55,739	53,455	52,880	54,543	67,113
組合分担金	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	3,958
総 計	2,779,224	1,886,243	1,906,636	1,993,132	2,156,559
総 計 (建設改良費除く)	1,783,851	1,876,343	1,901,136	1,987,082	2,137,584

資料：一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)



注) 住民 1 人当たりの処理経費の人口は、表 3-3 に示す人口で算出しています。

図 3-9 ごみ処理経費の推移

第11節 ごみ処理の評価

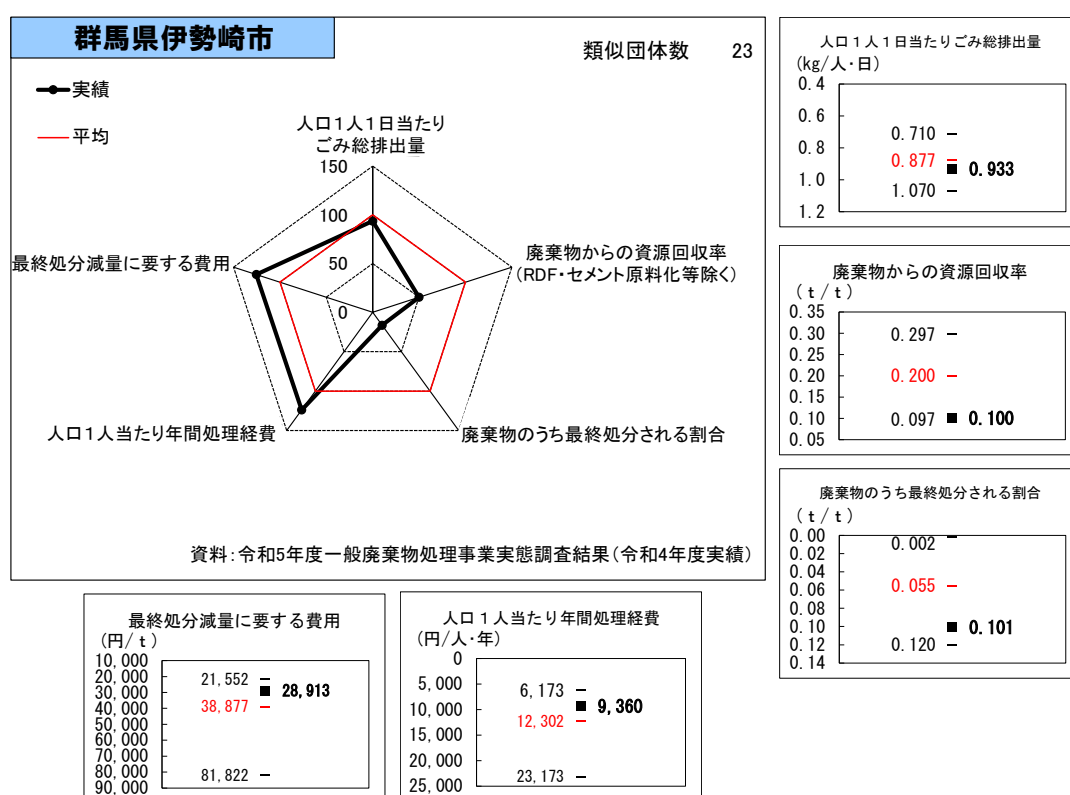
第1項 ごみ処理システムの評価

廃棄物処理の状況の評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月〔平成25年4月改訂〕環境省）の考え方にに基づき、本市のごみ処理状況について全国の類似団体※及び県内市との比較を行います。

※全国の類似団体：客観的な評価の方法における、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型によるものです。

(1) 全国の類似団体

全国の類似団体との比較結果を図3-10に示します。



注) 図は「システム評価支援ツール」（環境省）を用いて作成しています。なお、人口は、一般廃棄物処理事業実態調査結果（212,305人）を用いています。

図3-10 全国類似団体との比較(令和4年度実績)

類似団体平均である五角形より外側に位置するほど優れた状態であるといえます。

- ・「人口1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用※」が、全国類似団体平均より優れているのは、中間処理費等が他の全国類似団体に比べ少ないからであると考えられます。
- ・「廃棄物からの資源回収率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」が全国類似団体より劣っているのは、焼却残渣等の有効活用（焼却灰のセメント化や建設骨材等の活用）が行われていないことが要因のひとつと考えられます。

※最終処分減量に要する費用：最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理に要した費用）を意味します。

(2) 群馬県内市

群馬県内市との比較結果を図 3-11 に示します。

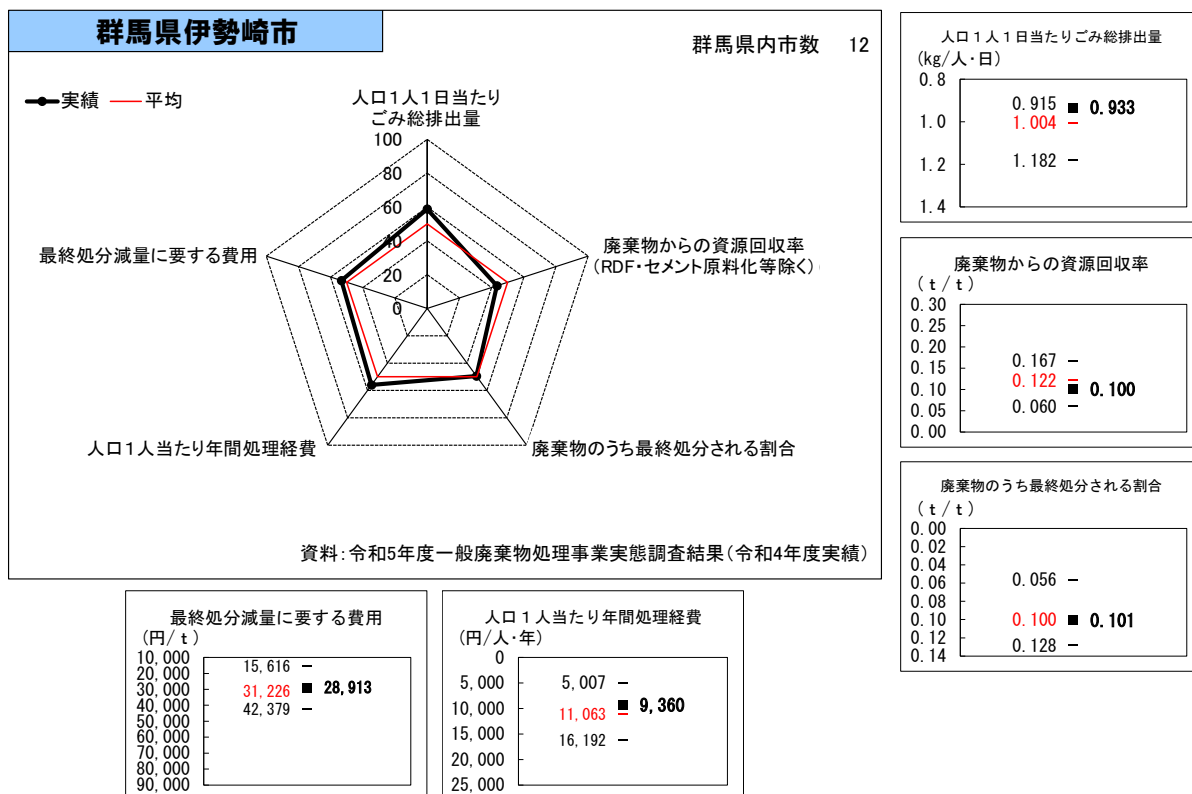


図 3-11 群馬県内市との比較(令和4年度実績)

- ・「廃棄物からの資源回収率」が県内市平均より劣っているのは、資源の回収量によるものであり、良好な前橋市 (0.167 t/t) 及び沼田市 (0.161 t/t) は紙類の資源化量、太田市 (0.163 t/t) はその他(剪定枝等)の資源化量が比較的高い値を示しています。

第2項 前ごみ処理基本計画目標値の達成状況

前ごみ処理基本計画目標値の達成状況は、表 3-17 に示すとおりです。

表 3-17 前ごみ処理基本計画目標値の達成状況

		目標値	実績値	評価
		令和6年度	令和5年度	
ごみの排出量(年間排出量)	t/年	70,000	71,312	×
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	900	917	×
リサイクル率	%	25.0	10.1	×

注) 評価は、令和5年度の時点で達成できているものは○、達成できていないものは×と表記します。

第3項 国及び群馬県の計画等の目標値に対する本市の達成状況

国及び群馬県の計画等の目標値に対する本市の達成状況は、表 3-18 に示すとおりです。

国の目標を達成するには、令和 7 年度までにごみ排出量は約 6,400 t / 年の削減、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）は約 210 g / 人・日の削減、再生利用率（令和 9 年度）は約 18 ポイントの拡大が必要です。最終処分量は約 2,500 t / 年の削減が必要です。令和 12 年度までに 1 人 1 日当たりごみ焼却量は約 340 g / 人・日の削減が必要です。

群馬県の目標を達成するには、令和 12 年度までに 1 人 1 日当たりのごみ排出量は約 110 g / 人・日の削減、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）は約 240 g / 人・日の削減が必要です。再生利用率（令和 9 年度）は約 17 ポイントの拡大が必要です。最終処分量は約 3,800 t / 年の削減が必要です。

表 3-18 国及び群馬県の計画等の目標値に対する本市の達成状況

目標年度		廃棄物処理法に基づく基本方針 (国の目標①)	循環型社会形成推進基本計画 (国の目標②)	群馬県循環型社会 づくり推進計画 (県の目標)	実績値	評 価	
		令和7年度	令和12年度	令和12年度	令和5年度	国の目標 令和7年度	県の目標 令和12年度
ごみ排出量	t/年	64,923 (平成24年度に対し、 約16%削減)			71,312	×	
1人1日当たり のごみ排出量	g/人・日			805	917	×	×
1人1日当たり の家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	g/人・日	440		404	647	×	×
1人1日当たり ごみ焼却量	g/人・日		約480		816	×	
再生利用率 (リサイクル率)	%	約28*		27以上	10.1	×	×
最終処分量	t/年	7,394 (平成24年度に対し、 約31%削減)		6,101 (平成30年度に対し、 21.1%以上削減)	9,927	×	×

注) *は令和9年度の目標値を示します。

出典) 国の目標①: 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更(令和5年6月 30 日告示)

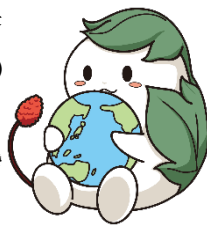
国の目標②: 第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月策定)

県の目標 : 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画(令和3年3月策定)

第12節 課題の抽出

排出抑制・再資源化や中間処理等における課題を以下に示します。

第1項 ごみの排出抑制・再資源化における課題

番号	ごみの排出抑制・再資源化における課題
①	1人1日当たりのごみ平均排出量は減少傾向を示していますが（p. 18, 図 3-3 参照）、全国類似団体平均と比べると、わずかに多くなっており（p. 35, 図 3-10 参照）、更なるごみ排出量の削減に努める必要があります。
②	事業系ごみは令和2年度に減少しましたが、それ以降増加傾向に転じており（p. 18, 表 3-3 参照）、事業系ごみの削減に努める必要があります。
③	令和5年度の資源化率は10.1%です（p. 37, 表 3-17 参照）。全国類似団体平均20.0%[令和4年度]（p. 35, 図 3-10 参照）や群馬県内市平均12.2%[同]（p. 36, 図 3-11 参照）と比較すると、低い値を示しており、資源化率の向上を目指し、排出抑制・資源回収拡大に努める必要があります。 
④	「もえるごみ」の組成調査（令和5年度：湿ベース）で、紙類は31.5%、合成樹脂類等は17.6%となっています（p. 19, 表 3-5 参照）。その中には分別すれば資源として再資源化できる「紙類」や「プラスチック製容器包装」の資源物が含まれていると見込まれます。分別徹底のため、再資源化に対する理解の醸成に努める必要があります。また、厨芥類（生ごみ）の比率も高くなっており、ごみ排出量削減のため生ごみの削減に努める必要があります。
⑤	外国人人口が増加傾向にあり（p. 10, 表 2-2 参照）、外国人に対して広報啓発の拡充を検討する必要があります。
⑥	古紙類の再資源化については、分別収集及び資源回収活動とは別にホームセンターやスーパーマーケット等に設置の民間古紙回収ステーションが市内に何か所もあり、独自の回収及び再資源化が行われています。これにより一部の家庭から排出される資源の量を把握できないことも、リサイクル率が伸び悩んでいる要因と考えられます。また、資源ごみの分別収集において、殆どの資源ごみが月1回の収集であることが、市の収集以外の利用が進む要因の一つとして考えられ、収集運搬体制等の見直しが必要です（p. 26, 表 3-8 参照）。
⑦	令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に取り組む必要があります。



対応番号	課題に対する方向性
①②③ ④⑤	更なるごみの排出抑制や再資源化のためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であり、排出されるごみの中には、分別すれば再資源化できるものや、生ごみが多く含まれていることから、ごみの排出抑制・再資源化の必要性を十分に理解いただけるよう普及・啓発に努めていきます。
③④⑥	資源ごみ回収量の増大のため、排出段階で可能な限り分別区分数を多くする取組、収集頻度や常設の回収拠点を設置（増設）することによる排出機会の増加などの取組についても検討を行っていきます。
⑤	外国からの転入者等にもごみや資源の適正な分別方法及び排出方法が理解できるよう情報提供の拡充を図っていきます。
⑦	プラスチック資源循環促進法に則った分別や収集運搬、再資源化方法等を検討していきます。
①②	事業者に対して適正な分別や減量化・再資源化に関する情報の提供を行っていきます。

第2項 収集運搬における課題

番号	収集運搬における課題
⑧	地区により収集回数が異なる品目があり、地区別のサービスの格差をなくするため、収集体制等を見直す必要があります。
⑨	高齢化により、粗大ごみを自力で出せない世帯が増加しており、対策が必要です。



対応番号	課題に対する方向性
⑧	収集サービスの均等化を図るため、地区ごとの収集回数を見直しを行います。
⑨	高齢者世帯への粗大ごみの戸別収集を行うなど、収集に関する支援の実施を検討し、適切に排出できる仕組みづくりに取り組みます。

第3項 中間処理における課題

番号	中間処理における課題
⑩	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21の焼却施設は、平成27年度・28年度に基幹的設備改良工事を実施しており、令和13年度まで供用することが可能ですが、期限まで7年となり、それ以降の処理体制について検討を開始する必要があります。
⑪	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21のリサイクルプラザについては、基幹的設備改良工事を令和7年度・8年度に行う予定であり、令和23年度まで供用することが可能です。



対応番号	課題に対する方向性
⑩⑪	焼却施設は令和 14 年度以降、リサイクルプラザは令和 24 年度以降の安定的な処理を確保するため、再度延命化工事を含めた将来の処理体制について検討を行っていきます。

第4項 最終処分における課題

番号	最終処分における課題
⑫	伊勢崎市第 4 期一般廃棄物最終処分場の埋立終了年度は令和 16 年度となっており、延命化のための更なる最終処分量の削減はもとより、埋立終了以降を見据えた安定的な処分体制の確保が必要です。



対応番号	課題に対する方向性
⑫	将来的な処分体制確保のため、次期最終処分場等処分先確保の検討が必要です。

第5項 その他の課題

番号	その他の課題
⑬	現在、市指定ごみ袋は、もえるごみ、もえないごみ、びん、缶、プラスチック製容器包装の 5 種類で行っていますが (p. 15, 表 3-2)、使用頻度の少ない品目では袋の購入負担が大きくなっているため、適正化を目指し、設定の見直しが必要です。
⑭	「人口 1 人当たり年間処理経費」は、全国の類似団体平均より 2,900 円ほど安価になっていますが (p. 35, 図 3-10 参照)、ごみ処理経費 (建設改良費除く) の推移をみると、増加傾向を示しており (p. 34, 図 3-9 参照)、経費削減に努める必要があります。



対応番号	課題に対する方向性
⑬	市民負担軽減のため、品目ごとの排出量・排出頻度を確認し、ごみ袋の統合等により指定袋の種類を減らすなど適正化の検討を行っていきます。
⑭	増加傾向にあるごみ処理経費を削減するために、まず、ごみそのものの排出を削減することとし、ごみ排出抑制を重点的に進めます。

第4章 ごみ処理行政の動向

第1節 国や群馬県のごみ処理行政の動向

第1項 国のごみ処理行政の動向

(1) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年制定）に基づき、概ね 5 年ごとに循環型社会形成推進基本計画の見直しを行うものとされています。平成 30 年 6 月に策定された前計画を見直し、令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

第五次循環型社会形成推進基本計画(2024(令和6)年8月策定)

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題となっている。

〔重点分野〕

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

表 4-1 国の一般廃棄物関連の目標値

	令和 12 年度
1人1日当たり ごみ焼却量	約 580g/人・日

(2) 発生抑制とリサイクルの推進

食品ロスの削減に関しては、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和 2 年 3 月に示された基本方針では、家庭系及び事業系食品ロス量を平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減を目指すこととしています。

リサイクルの推進に関しては、資源有効利用促進法をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取組や規制が行われてきました。令和元年 5 月にプラスチック資源循環戦略が策定され、同年 12 月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の関係省令が改正され、令和 2 年 7 月から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されました。さらに令和 4 年 4 月にプラスチック資源循環促進法が施行されました。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

(3) リサイクル諸法に基づく取組の必要性

プラスチック資源循環促進法により、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められています。また、プラスチック使用製品の製造又は販売、排出をする事業者が、地方公共団体と連携を図りつつ積極的に自主回収・リサイクルを実施することとされています。

本市では、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していますが、令和12年度までにすべてのプラスチック資源の分別収集及び再商品化を行います。再商品化方法として、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託する方法がありますが、広域的な取組として、近隣市町と共同し、再商品化事業者と連携して再商品化する方法も含め検討していきます。



(4) 有料化の必要性

ごみの適正処理を行うための費用の一部を、市民が手数料という形で直接負担する仕組みである「ごみの有料化」を実施することで、経済的な動機づけ（＝インセンティブ）が働きます。

ごみの有料化の例として、ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せする等の方法がありますが、市民の負担に繋がるため、周辺自治体の動向を踏まえた検討が必要となります。

ごみの有料化が生み出す主な効果を以下に示します。

- | | |
|----------------------|------------|
| ①ごみ減量化・再資源化の推進 | ④ごみ処理経費の削減 |
| ②ごみ処理経費負担の公平化（受益者負担） | ⑤適正排出の推進 |
| ③住民意識の向上 | |

(5) 廃棄物の適正処理

廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」の令和5年6月告示を以下に示します。

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更(2023(令和5)年6月30日告示)

基本方針は、以下の項目で取りまとめられている。

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
4. 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
5. 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
6. その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

表4-2 国の一般廃棄物の目標値

	令和7年度
ごみ排出量	平成24年度に対し約16%削減
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	440g/人・日
再生利用率 (リサイクル率)	約28%
最終処分量	平成24年度に対し約31%削減

[一般廃棄物処理施設の施設整備目標]

■中間処理施設

再生に係る施設は、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

焼却施設は、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。

■最終処分場

地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることに鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。

(6) 中長期におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

都道府県は、管内市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進していきます。

[広域化・集約化の必要性]

- | | |
|---------------|---------------|
| ①持続可能な適正処理の確保 | ④災害対策の強化 |
| ②気候変動対策の推進 | ⑤地域への多面的価値の創出 |
| ③資源循環の強化 | |

第2項 群馬県のごみ処理行政の動向

群馬県では、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現するため、「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しており、その概要を以下に示します。

第三次群馬県循環型社会づくり推進計画(令和3年3月策定)

〔基本理念〕

- ・環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理を更に推進しながら、環境・経済・社会を統合した持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を図る。

〔基本目標〕

- ・持続可能な社会づくりを目指した環境・経済・社会を統合した取組（SDGs の考え方を活用）
- ・県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
- ・「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
- ・地域循環共生圏の形成による地域創生の実現
- ・大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化

〔重要施策〕

- ・地域循環共生圏形成に向けた取組の推進
- ・生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進
- ・プラスチックごみ対策及び容器包装廃棄物等の資源化の充実
- ・食品ロスの削減に向けた取組の推進
- ・ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援
- ・災害発生時における廃棄物の広域的な処理体制の強化

表 4-3 県の一般廃棄物の目標値

	令和 12 年度
1人1日当たり排出量	805g (生活系 576g、事業系 192g、集団回収 38g)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	404g/人・日
再生利用率 (リサイクル率)	27%以上
最終処分量	平成 30 年度に対し 21.1%以上削減

第2節 近隣市町のごみ処理の動向

近隣市町のごみ処理の状況について表 4-4 に整理します。

表 4-4 近隣市町のごみ処理状況等

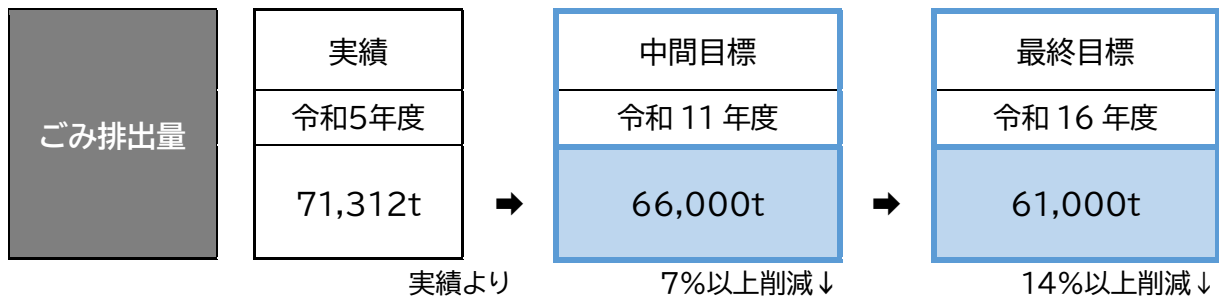
施策等	ごみ袋の種類	ごみ処理手数料の有料化	プラスチックの分別状況	粗大ごみの収集方法	高齢者世帯のごみ出し支援
伊勢崎市	5種類 ・もえるごみ ・もえないごみ ・びん ・缶 ・プラスチック製容器包装	指定ごみ袋 (処理費含まず)	プラスチック製容器包装: 分別収集 プラスチック製品: もえるごみ	拠点回収	—
前橋市	1種類 ※複数の品目兼用	指定ごみ袋 (処理費含まず)	プラスチック製容器包装: 分別収集 プラスチック製品: もえるごみ	①戸別収集 ②町(自治会)が 実施する拠点回収	[こんにちば収集] 要介護認定など一定の要件に 該当し、ごみ集積所に自ら出す ことが困難であり、親族や近隣 住民によるごみ出しの協力が 得られないひとり暮らしの人を 対象に、ごみの排出支援と安 否確認のため、戸別収集ととも に声かけを行う事業。
太田市	2種類 ・もえるごみ ・もえないごみ	指定ごみ袋 (ごみ処理手数料含む)	プラスチック製容器包装: 分別収集 プラスチック製品: もえるごみ	①戸別収集 ②拠点回収	[ごみ出し困難高齢者支援事 業] 75歳以上で要介護認定1以上 に該当し、ごみ集積所に自ら出 すことが困難であり、親族や近 隣住民によるごみ出しの協力が 得られないひとり暮らしの人 を対象に、もえるごみの排出支 援と安否確認のため、戸別収 集とともに声かけを行う事業。
桐生市	1種類 ※複数の品目兼用	指定ごみ袋 (処理費含まず)	プラスチック製容器包装: もえるごみ ※白色トレイは分別収集 プラスチック製品: もえるごみ	戸別収集	[高齢者支援家庭ごみ戸別収 集] 要支援または要介護認定を受 けているひとり暮らしの高齢者 を対象に戸別収集を行う事 業。 回収するごみの種類は、もえる ごみ・もえないごみ、資源の3 種類。
みどり市	1種類 ※複数の品目兼用	指定ごみ袋 (処理費含まず)	プラスチック製容器包装: もえるごみ ※白色トレイは分別収集 プラスチック製品: もえるごみ ※使用済み歯ブラシは 拠点回収	拠点回収	[みどり市安心支援事業] 65歳以上で在宅において支 援を必要とする人を対象に、市 に登録された有償ボランティア が、掃除、買い物代行、ごみ 出し等の支援を行う事業。 30分につき利用料は250円。
玉村町	2種類 ・もえるごみ ・もえないごみ/資源	指定ごみ袋 (処理費含まず)	プラスチック製容器包装: もえるごみ ※食品発泡トレイは分別収集 プラスチック製品: もえるごみ	施設へ直接搬入 (予約制)	—

第5章 ごみの発生量及び処理量の見込み

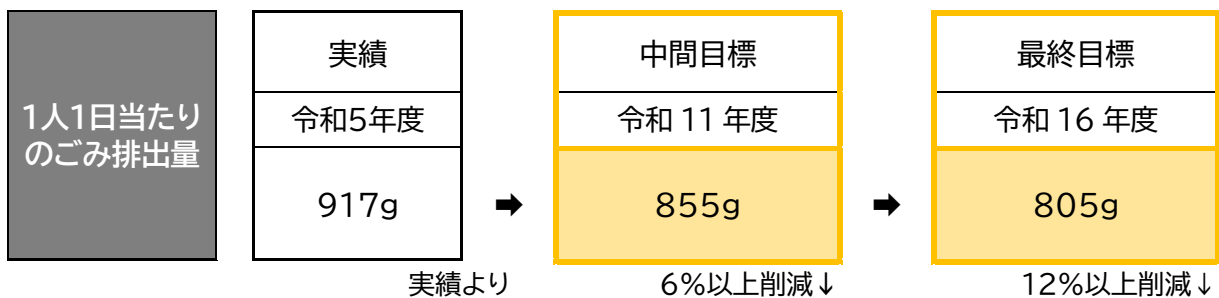
第1節 目標値の設定

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

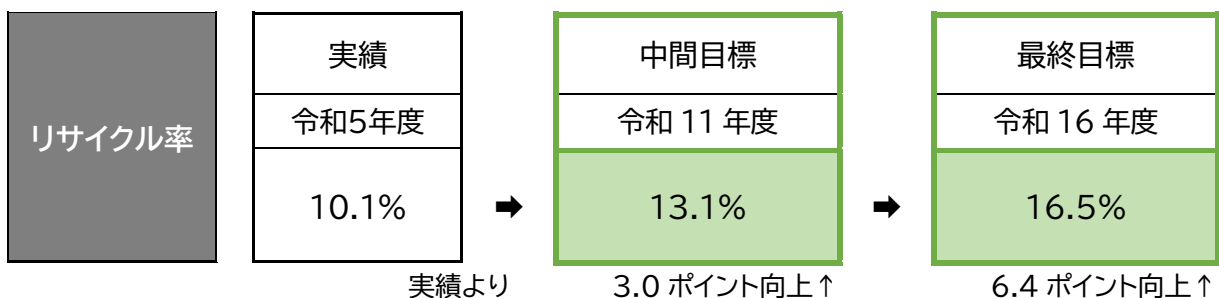
① ごみ排出量の目標



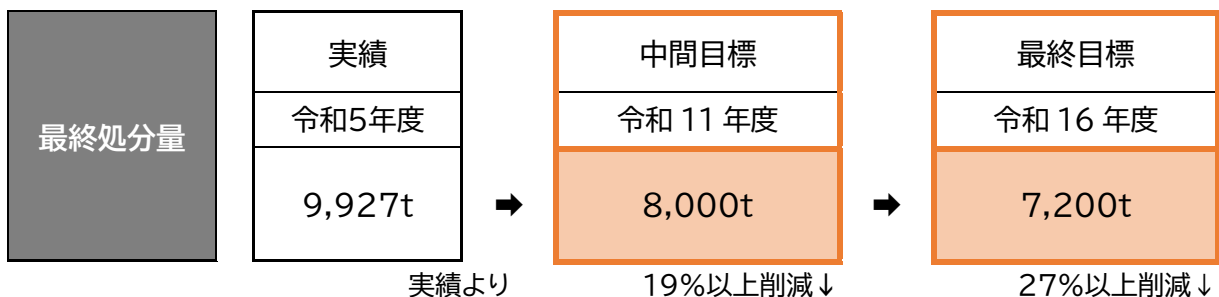
② 1人1日当たりのごみ排出量の目標



③ リサイクル率の目標



④ 最終処分量の目標



第2節 ごみの発生量及び処理量の見込み（目標達成時の場合）

本節は、更なるごみの排出抑制や再資源化の施策等を行い、「第1節 目標値の設定」で定めた目標を達成した場合のごみ量を予測します。

第1項 ごみの発生量の見込み（目標達成時の場合）

ごみの発生量の見込み（目標達成時の場合）は、表5-1及び表5-2に示すとおりです。

ごみの減量化や再資源化拡大等の施策により、令和16年度のごみ総発生量で60,445t/年、1人1日当たりの排出量で804g/人・日となります。令和5年度実績値（71,312t/年、917g/人・日）に対し、ごみ総発生量では10,867tの減少、1人1日当たりの排出量では113g/人・日の減少となります。

家庭系ごみ、事業系ごみ別にみると、家庭系ごみは8,682tの減少、事業系ごみは2,185tの減少となります。

また、リサイクル率は令和16年度で16.5%となり、令和5年度実績値10.1%に対し、6.4ポイントの増加となります。

表5-1 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)【市全体 排出者別内訳】

		実 績	将 来	
		令和5年度	令和11年度	令和16年度
人口(年度末人口)	人	211,923	208,828	205,903
ごみ総発生量	t/年	71,312	65,132	60,445
家庭系ごみ	t/年	57,338	52,413	48,656
事業系ごみ	t/年	13,974	12,719	11,789
1人1日当たりの排出量	g/人・日	917	855	804
リサイクル率	%	10.1	13.1	16.5

注)1人1日当たりの排出量の実績は10月1日付人口で算出しています。

表5-2 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)【市全体 組成別内訳】

		実 績	将 来	
		令和5年度	令和11年度	令和16年度
ごみ総発生量	t/年	71,312	65,132	60,445
もえるごみ	t/年	60,419	53,077	47,020
もえないごみ	t/年	2,028	1,931	1,867
粗大ごみ	t/年	2,793	2,785	2,775
有害物・危険物	t/年	136	133	130
資源	t/年	5,353	6,434	7,653
集団回収	t/年	583	772	1,000

第2項 中間処理量の見込み（目標達成時の場合）

中間処理量の見込み（目標達成時の場合）は、表 5-3 及び表 5-4 に示すとおりです。
図 5-1 は表 5-3 及び表 5-4 の焼却量の計、破碎選別処理量の計をグラフ化したものです。

表 5-3 中間処理量(伊勢崎・東・境地区)の見込み(目標達成時の場合)

			実 績		将 来		
			令和5年度	令和11年度	令和16年度		
伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21	焼却施設	搬入量(焼却量)	t/年	56,313	48,889	42,917	
		搬出量	埋め立て処分	t/年	5,866	5,092	4,471
			焼却残渣	t/年	4,373	3,796	3,333
			焼却不燃残渣	t/年	1,493	1,296	1,138
			資源化量	t/年	231	200	176
			焼却鉄	t/年	143	124	109
			新聞、雑誌、段ボール	t/年	88	76	67
	リサイクルプラザ	搬入量	t/年	5,216	4,898	4,692	
		破碎選別処理量	t/年	4,993	4,676	4,470	
		搬出量	可燃残渣(焼却処理)	t/年	3,825	3,582	3,424
			埋め立て処分	t/年	881	825	789
			粗大不燃残渣	t/年	881	825	789
			焼却灰	t/年	0	0	0
		資源化量	t/年	2,419	2,267	2,165	
		スチール缶	t/年	39	37	35	
		アルミ缶	t/年	50	47	45	
		びん	t/年	227	213	203	
		破碎鉄	t/年	831	778	744	
		鉄屑(破碎困難)	t/年	333	312	298	
		枝	t/年	761	713	681	
		その他	t/年	178	167	159	
		委託処理	t/年	55	52	49	

表 5-4 中間処理量(赤堀地区)の見込み(目標達成時の場合)

				実 績	将 来		
				令和5年度	令和11年度	令和16年度	
桐生市 清掃センタ―	焼却施設	搬入量(焼却量)		t/年	7,017	6,840	6,545
		搬出量	焼却残渣(埋立処分)	t/年	871	849	812
	リサイクルプラザ	搬入量		t/年	840	902	947
		破碎選別処理量		t/年	794	842	876
		搬出量	可燃残渣(焼却処理)	t/年	425	451	469
			不燃残渣(埋立処分)	t/年	165	175	182
			資源化量	t/年	254	269	280

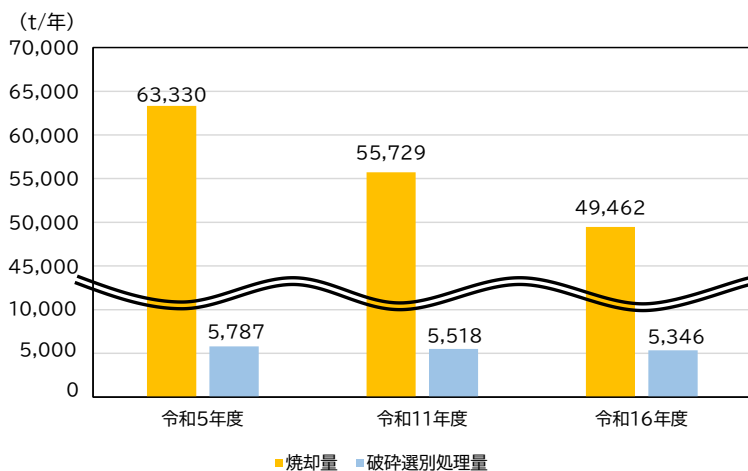


図 5-1 中間処理量の推移(目標達成時の場合)

第3項 最終処分量の見込み（目標達成時の場合）

最終処分量の見込み（目標達成時の場合）は、表 5-5 に示すとおりです。図 5-2 は表 5-5 の合計最終処分量をグラフ化したものです。

表 5-5 最終処分量の見込み(目標達成時の場合)

		実 績			将 来		
		令和5年度			令和11年度		
最終 処 分 場	伊勢崎第3期一般廃棄物最終処分場	t/年					
	焼却不燃残渣	t/年					
	粗大不燃残渣	t/年					
	ダスト固化物(焼却残渣)	t/年					
	主灰・飛灰(桐生市)	t/年					
	その他	t/年					
	伊勢崎第4期一般廃棄物最終処分場	t/年	8,891	6,895	6,109		
	焼却不燃残渣	t/年	1,493	1,296	1,138		
	粗大不燃残渣	t/年	881	825	789		
	ダスト固化物(焼却残渣)	t/年	4,373	3,796	3,333		
	主灰・飛灰(桐生市)	t/年	276	269	257		
	その他	t/年	1,868	709	592		
	桐生市清掃センター一般廃棄物最終処分場	t/年	1,036	1,024	994		
	焼却残渣(赤堀地区)	t/年	871	849	812		
	不燃残渣(赤堀地区)	t/年	165	175	182		
	合計最終処分量	t/年	9,927	7,919	7,103		

注) 合計最終処分量は、2施設の網掛け部分を合算した数値です。

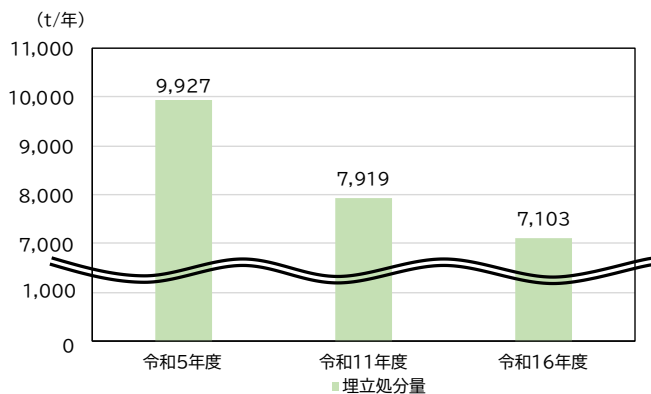


図 5-2 最終処分量の推移(目標達成時の場合)

第3節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）

本節では、新たな施策等を行わず、現状施策のままのごみ発生量及び処理量の見込みを予測します。

第1項 ごみの発生量の見込み（施策現状維持の場合）

ごみ発生量（施策現状維持の場合）の推計結果は、表 5-6 及び表 5-7 に示すとおりです。

前計画の現状施策を継続するのみで、新たなごみの発生抑制や資源物分別の促進などを行わない場合は、令和 16 年度のごみ総発生量で 64,353 t/年、1 人 1 日当たりの排出量で 856 g/人・日となります。令和 5 年度実績値（71,312t/年、917 g/人・日）に対し、ごみ総発生量 6,959 t の減少、1 人 1 日当たりの排出量 61 g/人・日の減少となります。

家庭系ごみ、事業系ごみ別にみると、家庭系ごみは 5,723 t の減少、事業系ごみは 1,236 t の減少となります。

また、リサイクル率は令和 16 年度で 9.7% となり、令和 5 年度実績値 10.1% に対し、0.4 ポイントの減少となります。

表 5-6 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)【市全体 排出者別内訳】

		実 績		
		令和5年度	令和11年度	令和16年度
人口(年度末人口)	人	211,923	208,828	205,903
ごみ総発生量	t/年	71,312	67,105	64,353
家庭系ごみ	t/年	57,338	53,911	51,615
事業系ごみ	t/年	13,974	13,194	12,738
1人1日当たりの排出量	g/人・日	917	880	856
リサイクル率	%	10.1	9.9	9.7

注)1 人 1 日当たりの排出量の実績は 10 月 1 日付人口で算出しています。

表 5-7 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)【市全体 組成別内訳】

		実 績		
		令和5年度	令和11年度	令和16年度
ごみ総発生量	t/年	71,312	67,105	64,353
もえるごみ	t/年	60,419	56,909	54,594
もえないごみ	t/年	2,028	1,931	1,867
粗大ごみ	t/年	2,793	2,785	2,775
有害物・危険物	t/年	136	133	130
資源	t/年	5,353	4,880	4,587
集団回収	t/年	583	467	400

第2項 中間処理量の見込み（施策現状維持の場合）

中間処理量の見込み（施策現状維持の場合）は、表 5-8 及び表 5-9 に示すとおりです。図 5-3 は表 5-8 及び表 5-9 の焼却量の計、破碎選別処理量の計をグラフ化したものです。

表 5-8 中間処理量(伊勢崎・東・境地区)の見込み(施策現状維持の場合)

			実 績	将 来			
			令和5年度	令和11年度	令和16年度		
伊勢崎市清掃リサイクルセンター21	焼却施設	搬入量(焼却量)	t/年	56,313	52,312	49,666	
		搬 出 量	埋め立て処分	t/年	5,866	5,449	5,174
			焼却残渣	t/年	4,373	4,062	3,857
			焼却不燃残渣	t/年	1,493	1,387	1,317
			資源化量	t/年	231	215	204
			焼却鉄	t/年	143	133	126
			新聞、雑誌、段ボール	t/年	88	82	78
	リサイクルプラザ	搬入量	t/年	5,216	4,898	4,692	
		破碎選別処理量	t/年	4,993	4,676	4,470	
		搬 出 量	粗大不燃残渣	t/年	3,825	3,582	3,424
			埋め立て処分	t/年	881	825	789
			不燃残渣	t/年	881	825	789
			焼却灰	t/年	0	0	0
			資源化量	t/年	2,419	2,267	2,165
			スチール缶	t/年	39	37	35
		アルミ缶	t/年	50	47	45	
		びん	t/年	227	213	203	
		破碎鉄	t/年	831	778	744	
		鉄屑(破碎困難)	t/年	333	312	298	
		枝	t/年	761	713	681	
		その他	t/年	178	167	159	
		委託処理	t/年	55	52	49	

表 5-9 中間処理量(赤堀地区)の見込み(施策現状維持の場合)

				実 績	将 来			
				令和5年度	令和11年度	令和16年度		
桐生市 清掃センタ―	焼却施設	搬入量(焼却量)		t/年	7,017	7,365	7,599	
		搬出量	焼却残渣(埋立処分)	t/年	871	914	943	
	リサイクルプラザ	搬入量		t/年	840	897	937	
		破碎選別処理量		t/年	794	842	876	
		搬出量	可燃残渣(焼却処理)		t/年	425	451	469
			不燃残渣(埋立処分)		t/年	165	175	182
			資源化量		t/年	254	269	280

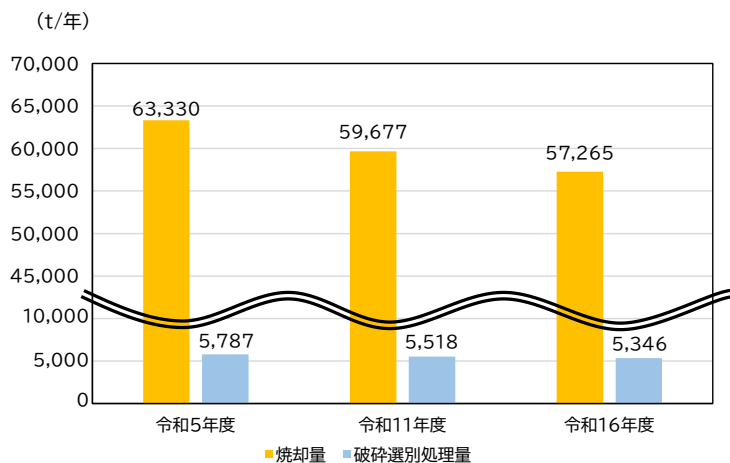


図 5-3 中間処理量の推移(施策現状維持の場合)

第3項 最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）

最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）は、表 5-10 に示すとおりです。図 5-4 は表 5-10 の合計最終処分量をグラフ化したものです。

表 5-10 最終処分量の見込み(施策現状維持の場合)

		実 績		将 来	
		令和5年度	令和11年度	令和16年度	
最終 処 分 場	伊勢崎第3期一般廃棄物最終処分場	t/年			
	焼却不燃残渣	t/年	埋立終了		
	粗大不燃残渣	t/年			
	ダスト固化物(焼却残渣)	t/年			
	主灰・飛灰(桐生市)	t/年			
	その他	t/年			
	伊勢崎第4期一般廃棄物最終処分場	t/年	8,891	7,273	6,854
	焼却不燃残渣	t/年	1,493	1,387	1,317
	粗大不燃残渣	t/年	881	825	789
	ダスト固化物(焼却残渣)	t/年	4,373	4,062	3,857
	主灰・飛灰(桐生市)	t/年	276	290	299
	その他	t/年	1,868	709	592
	桐生市清掃センター一般廃棄物最終処分場	t/年	1,036	1,089	1,125
	焼却残渣(赤堀地区)	t/年	871	914	943
	不燃残渣(赤堀地区)	t/年	165	175	182
	合計最終処分量	t/年	9,927	8,362	7,979

注)合計最終処分量は、2施設の網掛け部分を合算した数値です。

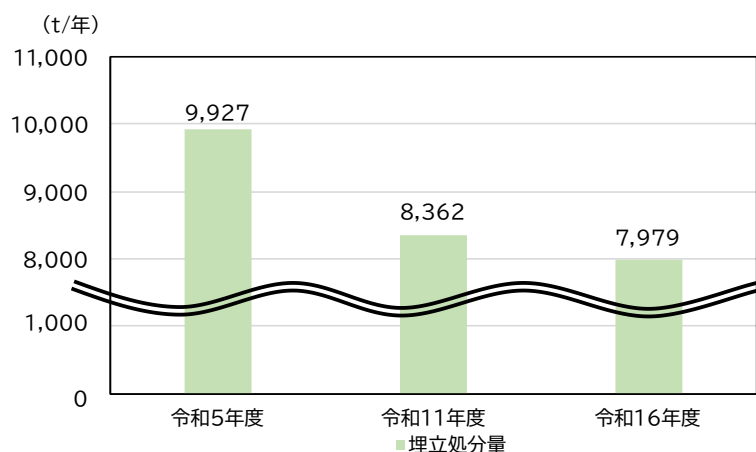


図 5-4 最終処分量の推移(施策現状維持の場合)

第6章 ごみの排出抑制・再資源化の施策

第1節 市民の役割・取組

市民は、ごみを発生させない・出さないために、ごみの発生抑制や減量化・再資源化に向けた行動を実施し、資源や環境に配慮した生活に心掛けるなど、ライフスタイルの見直しを行います。市民の役割として代表的な取組を以下に示します。

区分	内 容
取組 1-1	ごみを出さない消費行動 リデュース
取組概要	市民は自らがごみの排出者であることを認識し、商品の購入にあたっては、ごみができるだけ出ない商品や再品を選択するなど、エシカル消費※の実践に努める。 ※エシカル消費：持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動
取組 1-2	分別ルール of 徹底 リサイクル
取組概要	もえるごみやもえないごみの中に未だ再生可能な資源物が含まれており、リサイクルによる取組が必要であることから、更なる分別排出の徹底に努める。 本市では、「ごみ出しルール『5原則』」である「決められた①分別方法で!!」、「決められた②市指定ごみ袋で!!」、「決められた③収集日の当日に!!」、「決められた④朝8時30分までに!!」、「決められた⑤町内で指定のごみ集積所に出す!!」を遵守するよう周知・徹底を行っていく。
取組 1-3	生ごみ・食品ロスの削減 リデュース
取組概要	○生ごみ3切り運動（使い切り・食べ切り・水切り）の継続 ○生ごみ処理器等の活用による生ごみの水切り 生ごみを分解、乾燥、減量する処理器もあり、水切りの効果を上げる。 ○消費量に見合った食品の購入・調理の実施 ○「てまえどり」行動の実践 購入してすぐ食べるときは、商品棚の手前にある商品等を選び、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスの削減に努める。 ○賞味期限※・消費期限※の正しい理解 食品を購入する際に、賞味期限・消費期限の正しい理解を深め、適量を購入することにより食品ロスの削減に資する購買行動に努める。 ※賞味期限：おいしく食べられる期限 ※消費期限：安全に食べられる期限

注) **リフューズ** 断る、**リデュース** 減らす、**リユース** 再使用、**リサイクル** 再生利用

取組1-4	容器包装類の排出抑制	リフューズ	リデュース	リユース
取組概要	○簡易包装や詰め替え商品購入の推進 使い捨て商品の購入を自粛し、簡易包装や詰め替え商品の購入に努める。 ○レジ袋やワンウェイプラスチック※の店頭受取の自粛 ※ワンウェイプラスチック：スプーンやフォーク等の一度だけ使用した後に廃棄されることが想定されるプラスチック製品やプラスチック製容器包装 ○マイボトル等の持参 学校や外出先等に自分用の水筒、タンブラー等を持参し、飲料容器の使用自粛に努める。また、マイカトラリー（箸、フォーク、スプーン等）の持参により使い捨てプラスチック利用の自粛に努める。			
取組 1-5	製品等の長期利用			リユース
取組概要	故障や破損した場合は、修理・補修して使用する等、物を大切にすることがごみの減量化に繋がるため、製品等の長期利用に努める。			
取組 1-6	リユース(再使用)の推進			リユース
取組概要	リサイクルショップやフリーマーケットアプリ等を活用し、不要となったものを必要とする人に受け渡し、再利用する仕組みを推進することで、リユースに努める。			
取組 1-7	リサイクル活動への積極的参加	リユース	リサイクル	
取組概要	市や各種団体が実施するリサイクル活動への参加やインターネットツールを活用するなど、再資源化に努めるとともに、町内会や団体などで行っている資源回収活動への取組を率先して行っていく。			
取組 1-8	フードドライブへの協力		リデュース	
取組概要	家庭における食品ロスを削減するため、フードドライブ※に協力する。 ※フードドライブ：家庭で消費されない食料品を集めて、食品を必要としている方などに寄付する活動			

第2節 事業者の役割・取組

事業者は、資源・環境に配慮した事業活動に向け、製品の製造、流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制・再資源化に努めます。事業者の役割として代表的な取組を以下に示します。

区分	内 容
取組 2-1	全事業者における発生抑制 リデュース リサイクル
取組概要	○簡易包装等の推進 原材料の選択、製造工程、輸送工程における創意工夫や、需要量に応じた適切な生産の実施等、製造から流通・販売において、ごみの減量化・再資源化に向けた取組の実施に努める。
取組 2-2	製造業者における発生抑制 リデュース リサイクル
取組概要	○循環資源活用の推進 製品生産時には天然資源の使用量を抑え、リサイクル品を利用するなど、循環資源*の積極的な活用に努める。 ※循環資源：使い終えた製品を廃棄するのではなく、資源として循環させる考え方 ○長寿命製品、詰め替製品等の利用推進 繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品の製造、販売に努める。
取組 2-3	フードバンク活動の利用 リデュース
取組概要	フードバンク活動*の利用を検討する。 本市では、伊勢崎市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターが「いせさきフードネットワーク」を立ち上げており、市と連携し、地域から寄付された食糧を市内のこども食堂やフードバンク団体へ寄付、緊急性の高い困窮世帯へ配布する事業を実施している。 ※フードバンク活動：食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設などに無償に提供する活動 フードドライブ実施主体  フードドライブにより集まった食品 フードバンク  フードバンクで記録・保管 福祉施設・団体など  支援を必要とする人・団体に配送 出典：「はじめてみませんか？ フードドライブーフードドライブ実施マニュアルー」(令和6年9月改訂版 群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課)

取組 2-4	流通・販売業者における発生抑制	リフューズ	リデュース
取組概要	〔流通業者〕 ○簡易包装等の推進 使い捨て製品の販売や商品の過剰包装・梱包を自粛し、包装材・梱包材使用量の削減に努める。 〔販売業者〕 ○厨芥類(生ごみ)の排出抑制 売り場において消費者である市民向けに食品ロス削減(「てまえどり」、「食材の計画的な購入」、「賞味期限・消費期限の正しい理解」等)に関わる啓発を行うことで、事業者から排出される厨芥類(生ごみ)の排出抑制に努める。 ○レジ袋やワンウェイプラスチックの店頭受渡の自粛		
取組 2-5	販売業者による再資源化		リサイクル
取組概要	○民間活力により再資源化 小売店等での店頭回収、古紙回収業者による古紙回収ボックスによる資源回収等、民間事業者による再資源化が活性化しており、民間リサイクルルートの活用 に努めていく。		
取組 2-6	拡大生産者責任の推進		リサイクル
取組概要	拡大生産者責任※の考え方に則して、製品の回収処理や再資源化に積極的に取り組んでいく。 ※拡大生産者責任: 製品に対する生産者の責任を、製品の消費後の段階まで拡大させるという環境政策上の考え方		
取組 2-7	事業者間での情報交換・情報共有	リデュース	リサイクル
取組概要	ごみの減量と再資源化を進めている事業者の先進的な取組が、情報として他の事業者へ伝わるように事業者間で情報交換・情報共有できるよう努める。		

第3節 市の役割・取組

市は、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、様々な角度から市民、事業者の自主的な取組を支援し、行動に結びつく機運の醸成に努めます。

■市民取組の支援等

区分	内 容
取組 3-1	生ごみの減量化・再資源化の推進 リデュース リサイクル
取組概要	生ごみ削減の取組として、①買った食材を使いきる「使い切り」、②食べ残しをしない「食べ切り」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水切り」をする「3切り運動」を推奨し、生ごみ減量に向けた意識の向上を推進する。 また、コンポスターや生ごみ処理器による減量化・再資源化を促進するため、普及啓発の方策を検討する。
取組 3-2	紙ごみの分別の推進 リサイクル
取組概要	もえるごみに含まれる紙ごみを減らすため、再資源化可能な古紙類について、広報誌、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して情報を発信し、もえるごみへの排出抑制と紙類への分別推進を図っていく。 
取組 3-3	プラスチック製容器包装の分別収集の促進 リサイクル
取組概要	もえるごみに出されてしまうプラスチック製容器包装の分別徹底と、プラスチック製容器包装で出されてしまう対象外のごみや危険物の分別促進のため、適正な分別方法の周知啓発を行い、再資源化の推進を図っていく。
取組 3-4	プラスチック資源の一括回収 リサイクル
取組概要	現在、分別収集しているプラスチック製容器包装を、プラスチック製品も含め、対象をプラスチック資源全般に拡大し、一括回収することで市民の利便性の向上、再資源化の拡大を図る。 
取組 3-5	資源回収活動の推進 リサイクル
取組概要	町内会や各種団体が行う資源回収活動について、今後も活動を推進するため、奨励金交付事業を継続し、持続可能な町内資源回収のシステム構築に取り組んでいく。 また、回収品目等の拡大について現在検討している。
取組 3-6	リユース(再使用)の促進 リユース
取組概要	市民のリユースに対する関心を高めるため、リユース行動につながる情報の発信を行っていく。 また、近年拡大しているフリーマーケットアプリ等のインターネット市場の活用についても普及・啓発を行う。

取組 3-7	リユース食器の貸出し事業の推進	リユース
取組概要	リユース食器貸出事業の普及促進により、地域住民が行うイベント等でのごみの発生抑制や、使用者のリユース意識の向上を図るため、市ホームページや広報誌などを活用して事業に関する情報発信を行っていく。	
取組 3-8	環境教育の充実	リデュース リサイクル
取組概要	環境教育は、子どもたちや住民にごみ排出抑制や再資源化を理解させるために重要なことである。ごみに対する意識を高めるため、ビデオ教材や副読本等を利用し、小中学校などでの教育啓発活動、出前講座や施設見学会・体験学習等のイベントの開催を通じて循環型社会に関する環境教育の推進を図っていく。 自治会や市民団体等を対象とした出前講座や学校の環境教育・環境学習に積極的に職員を派遣し、情報提供や意識啓発に努める。 	
取組 3-9	効果的な情報発信	リデュース リサイクル
取組概要	ホームページ、広報紙やごみ分別アプリ等を活用して情報提供・普及啓発を行っているところであるが、より情報が正しく伝わるよう視覚的にわかりやすく内容を整理するなど、必要な情報を分かりやすく、より効果的な内容となるように情報発信を行っていく。また、視覚等の障害がある人が、支障なく情報を利用できるようアクセシビリティに配慮した内容となるホームページの作成に努める。	
取組 3-10	ごみ分別アプリの普及・推進	リデュース リサイクル
取組概要	ごみの収集日や資源とごみの分別方法をはじめとして、環境行政に関する最新情報やよくある質問事項の配信など、内容の充実を図ることでアプリの普及推進に努める。 外国語版の配信についても内容を充実させていく。	
取組 3-11	高齢者世帯のごみ出し支援の検討	リデュース
取組概要	高齢者世帯等、家庭ごみをごみステーション（収集場所）などへ自分で持ち出すことが困難な世帯を対象に、ごみを玄関先等まで収集に伺う支援の検討を行っていく。	
取組 3-12	外国人への情報提供・啓発活動	リデュース リサイクル
取組概要	多言語に対応した「収集カレンダー・分け方と出し方」リーフレットや「分別ガイドブック」をはじめ、「分別ガイドブック（やさしい日本語版）」などを、窓口での配布やホームページで配信することで、外国人に向けたごみ出しルールや分別方法の周知啓発を行い、ごみ減量とリサイクルの推進を図っていく。 また、ごみ分別アプリの外国語版を配信することで、外国人の方もスマートフォンで気軽にごみ出しルールや分別方法などの情報を入手できるようにする。 自治会や共同住宅の管理事業者と連携し、ごみ集積所における外国語の啓発看板の掲示や住民へのリーフレット配布などを行うことで、ごみ出しルールの定着の促進を図っていく。 他部署と連携した外国人向けの出前講座の実施により、環境教育及び適切なごみの排出方法についての周知啓発に努めていく。 	

取組 3-13	フードドライブの促進	リデュース
取組概要	食品ロスの削減を図るため、フードバンク・フードドライブの情報提供等、促進を図っていく。	
取組 3-14	マイ製品利用の促進	リフューズ リユース
取組概要	○マイバッグ・マイボトル・マイはしなどの配布・啓発 ○チラシの配布	

■事業者取組の支援等

区分	内 容	
取組 3-15	事業系ごみの排出ルールの策定と指導	リデュース リサイクル
取組概要	事業者自らによる排出抑制・再資源化を進めるため、受け入れられる事業系ごみの排出ルールを策定し、紙類等の再資源化可能なごみについては、再資源化ルートの情報提供などの排出ルールの徹底に向けた指導を強化する。 また、異物混入を防ぎ、適正な分別排出を徹底するため、施設搬入時の検査を強化する。	
取組 3-16	多量排出事業者への指導	リデュース リサイクル
取組概要	多量排出事業所に対し、独自ルートでの再資源化の推進、EPR（拡大生産者責任）などの取組への協力要請を実施し、自己処理責任の周知徹底を図ることにより、計画的な事業系ごみの減量化・再資源化等を推進する。	
取組 3-17	中小規模事業者における再資源化の促進	リサイクル
取組概要	中小規模事業者が古紙等の資源物を回収できる仕組みづくり等により、分別排出の促進とごみの減量を推進する。 例えば、(公益財団法人)古紙再生促進センターでは、事業所から発生する古紙の再資源化について、それぞれの事業所に合った再資源化の案内を行っている。市は事業者に対し、様々な情報を提供し、事業系ごみの再資源化を促進する。	
取組 3-18	事業者の自発的な取組の啓発	リデュース リサイクル
取組概要	他自治体の事例などを調査研究し、事業者が自主的・自発的に取り組むことができるための事業者向けリーフレットや市ホームページ等での広報啓発を行う。	
取組 3-19	Eコマースの活用等の情報提供	リデュース リユース
取組概要	粗大ごみリユースの取組として、フリーマーケットアプリ企業との連携により粗大ごみを販売するなど、新たな手法であるEコマース※の事例を情報提供する。 また、規格外等により廃棄される食品や品物の削減を推進するため、生産者・事業者等へ、新たな販路として、Eコマースの活用等に関する情報提供を行っていく。 ※Eコマース：電子商取引（Electric Commerce）を意味する言葉。具体的には、インターネットを利用して実施される物・サービスの売買、決済、契約が該当する。	

取組 3-20	一般廃棄物の越境に係る事前協議制度	リサイクル
取組概要	事業系一般廃棄物の再資源化を図るため、他自治体の中間処理施設で処理（再資源化）することができる市町村協議を行う制度がある。市はこの制度について必要があれば対応を図っていく。	
取組 3-21	フードバンク活動の促進	リデュース
取組概要	食品ロスの削減を図るため、フードバンク活動の促進を図っていく。	

■その他

区分	内 容	
取組 3-22	先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究	リサイクル
取組概要	持続可能な社会の実現に向け、発生するごみを資源として活用するため、事業者等と連携し、メタンガス化など廃棄物系バイオマスの利活用やマテリアルリサイクルなどの先進事例などの紹介を行っていく。これら先進事例を参考にした新たなリサイクル方法について調査・研究し、実施の検討をする。	
取組 3-23	水平リサイクルの検討	リサイクル
取組概要	企業との連携のもと、ペットボトルやその他のプラスチック製品を元のプラスチックと同様の品質に戻す水平リサイクルの取組を検討する。 例えば、ペットボトルからペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」は、新たに石油由来原料からペットボトルを作るのに比べてCO₂を約60%削減できるといわれており、飲料のペットボトルとして再生先を「見える化」することで、リサイクル意識を高めることが可能であり、今後の再資源化方法の検討を行っていく。	
取組 3-24	適正なごみ処理手数料の検討	リデュース
取組概要	ごみ処理経費負担の公平化を図るため、周辺市町村の状況や課題事項などの調査・研究に努めるとともに、適正なごみ処理手数料についての検討を行っていく。	

第7章 基本計画

「第3章 第12節 課題の抽出」で抽出した課題について、本章で課題についての対策・計画等を整理します。

第1節 将来のごみ分別区分

将来の分別区分を表7-1に示します。現在、プラスチック製品は、プラスチック製容器包装のみの分別収集ですが、ごみの減量化及び再資源化のため、令和12年度までにプラスチック製品を全て分別収集することを目標とします。

粗大ごみについては、ステーション回収から戸別収集への変更を検討します。

表7-1 将来の分別区分(予定)

区分	主なもの	排出形態
もえるごみ	生ごみ、草木類、リサイクルできない紙類・布類	指定ごみ袋【もえるごみ】
もえないごみ	金属製品、陶磁器・ガラス類、びん・缶類(資源化できないもの)	指定ごみ袋【もえないごみ】
びん	飲料用・食品用・常備薬用・化粧用	指定ごみ袋【びん】
缶	 マークの表示があるもの。 飲料缶・缶詰・菓子缶・茶筒	指定ごみ袋【缶】
プラスチック資源	 マークの表示があるもの。 トレイ類、パック類、カップ類、ふた・ラベル類、袋・フィルム類、チューブ類、ボトル・ポンプ類、発泡スチロール、PET製ボトル容器 プラスチック製品	指定ごみ袋【プラスチック】
粗大ごみ	家具類、電気・ガス器具類、園芸・スポーツ用品類、布団類、乗り物類、剪定木	戸別収集
ペットボトル	 マークの表示があるもの。 飲料用、酒類用、調味料用など	ネット袋 ※赤堀地区は指定ごみ袋【もえないごみ】
古紙類	新聞・折込チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ	新聞・折込チラシ、雑誌、 段ボール、紙パック:ひもで縛る 雑がみ:紙袋等に入れる
衣類	Tシャツ、ワイシャツ、セーター、フリース、トレーナー、ジーンズ、下着類	指定ごみ袋【缶】
有害物	電池類、蛍光灯、水銀式(体温計・温度計・血圧計)	コンテナ
危険物	カセットボンベ・スプレー缶、ライター	コンテナ
廃食用油	液体の植物性油のみ (サラダ油、菜種油、ごま油、オリーブオイルなど)	ペットボトル容器に入れ、 コンテナ
集団回収	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ、衣類	

第2節 収集・運搬計画

第1項 収集運搬の基本方針

収集形態の多様化等に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図ります。

第2項 収集運搬体制

収集運搬の主体は、引き続き本市とします。

将来の収集頻度等については、表 7-2 に示すとおりです。新たに分別収集するプラスチック資源は指定ごみ袋【プラスチック】での回収とします。また、現在、5種類の指定ごみ袋で収集を行っていますが、負担の軽減が図れるようごみ袋の統合など種類を減らす検討を行います。

収集頻度等に関しては予定であり、ごみステーションの設置場所・設置数、収集回数には必要に応じて適宜見直しを行います。

また、高齢者等ごみ出しが困難な方に、戸別回収の検討を行います。

表 7-2 将来の収集頻度及び排出場所等(予定)

区分	地区	伊勢崎	東	境	赤堀
もえるごみ		週2回 ごみステーション			
もえないごみ		月2回 ごみステーション		月2回 町内資源回収場所	月2回 ごみステーション
びん		月2回 ごみステーション		月2回 町内資源回収場所	月2回 ごみステーション
缶		月2回 ごみステーション		月2回 町内資源回収場所	月2回 ごみステーション
プラスチック資源		週1回 ごみステーション			
粗大ごみ		戸別収集			
ペットボトル		月1回 町内資源回収場所		月2回 町内資源回収場所	月1回 ごみステーション
古紙類		月1回 町内資源回収場所・資源保管庫 ※資源保管庫は紙バックを除く。			
衣類		月1回 町内資源回収場所・資源保管庫			
有害物(電池類・蛍光灯・ 水銀式体温計など) ※赤堀地区は水銀式を除く		月1回 町内資源回収場所			
危険物(カセットボンベ・ スプレー缶・ライター)		月1回 町内資源回収場所			
廃食用油		月1回 町内資源回収場所・資源保管庫			

第3項 収集運搬量

将来の収集運搬量は、表 7-3 に示すとおりです。図 7-1 は表 7-3 をグラフ化したものです。

表 7-3 将来の収集運搬量

		実 績	将 来	
		令和5年度	令和11年度	令和16年度
もえるごみ	t/年	44,699	39,041	34,258
もえないごみ	t/年	1,160	1,072	1,014
粗大ごみ	t/年	2,636	2,538	2,468
資源	t/年	4,294	5,242	6,320
その他(危険物等)	t/年	136	133	130
合計	t/年	52,925	48,026	44,190

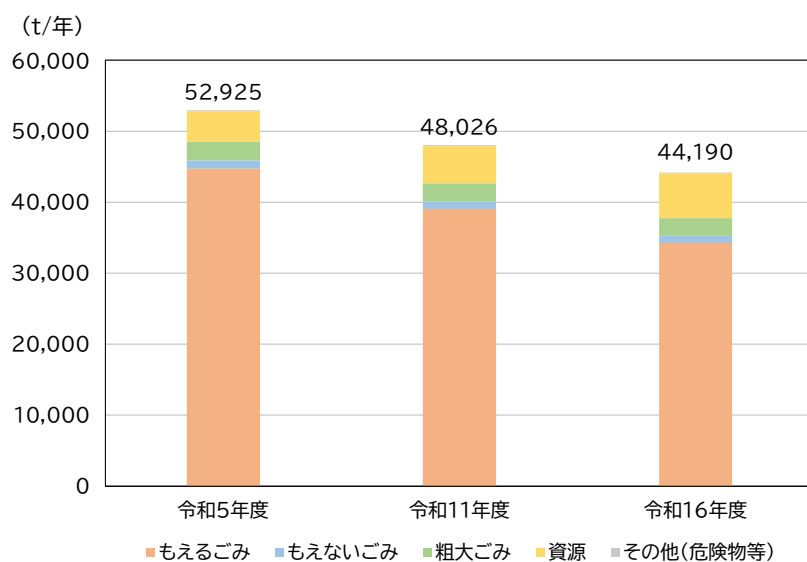


図 7-1 将来の収集運搬量の推移



第3節 中間処理計画

第1項 中間処理の基本方針

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないように、適切な維持管理を図ります。

第2項 中間処理体制

中間処理の主体は、表 7-4 に示すとおりです。新たに分別収集するプラスチック資源はペットボトルと同様と想定します。

表 7-4 中間処理の主体

分別区分	処理主体
もえるごみ	伊勢崎市(伊勢崎・東・境) 桐 生 市(赤堀)
もえないごみ	伊勢崎市(伊勢崎・東・境) 桐 生 市(赤堀)
びん	伊勢崎市(伊勢崎・東・境) 桐 生 市(赤堀)
缶	伊勢崎市(伊勢崎・東・境) 桐 生 市(赤堀)
プラスチック資源	委 託 (伊勢崎・東・境) 桐 生 市(赤堀)
粗大ごみ	伊勢崎市(伊勢崎・東・境) 桐 生 市(赤堀)
ペットボトル	委 託
古紙類	委 託
衣類	委 託
有害物	委 託 (伊勢崎・東・境) 桐 生 市(赤堀)
危険物	委 託
廃食用油	委 託

第3項 中間処理量

将来の中間処理量は、表 7-5 及び表 7-6 に示すとおりです。図 7-2 は表 7-5 及び表 7-6 の焼却量の計、破碎選別処理量の計をグラフ化したものです。

表 7-5 将来の中間処理量(伊勢崎・東・境地区)【p. 48 再掲】

				実 績	将 来		
				令和5年度	令和11年度	令和16年度	
伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21	焼却施設	搬出量	搬入量(焼却量)	t/年	56,313	48,889	42,917
			埋め立て処分	t/年	5,866	5,092	4,471
			焼却残渣	t/年	4,373	3,796	3,333
			焼却不燃残渣	t/年	1,493	1,296	1,138
			資源化量	t/年	231	200	176
			焼却鉄	t/年	143	124	109
			新聞、雑誌、段ボール	t/年	88	76	67
			リサイクルプラザ	搬出量	搬入量	t/年	5,216
	破碎選別処理量	t/年			4,993	4,676	4,470
	可燃残渣(焼却処理)	t/年			3,825	3,582	3,424
	埋め立て処分	t/年			881	825	789
	粗大不燃残渣	t/年			881	825	789
	焼却灰	t/年			0	0	0
	資源化量	t/年			2,419	2,267	2,165
	スチール缶	t/年			39	37	35
	アルミ缶	t/年			50	47	45
	びん	t/年			227	213	203
	破碎鉄	t/年			831	778	744
	鉄屑(破碎困難)	t/年			333	312	298
	枝	t/年			761	713	681
	その他	t/年			178	167	159
	委託処理	t/年	55	52	49		

表 7-6 将来の中間処理量(赤堀地区)【p. 48 再掲】

				実 績	将 来		
				令和5年度	令和11年度	令和16年度	
桐生市 清掃セン ター	焼却施設	搬入量(焼却量)		t/年	7,017	6,840	6,545
		搬出量	焼却残渣(埋立処分)	t/年	871	849	812
	搬入量		t/年	840	902	947	
	破碎選別処理量		t/年	794	842	876	
	搬出量	可燃残渣(焼却処理)	t/年	425	451	469	
		不燃残渣(埋立処分)	t/年	165	175	182	
		資源化量	t/年	254	269	280	

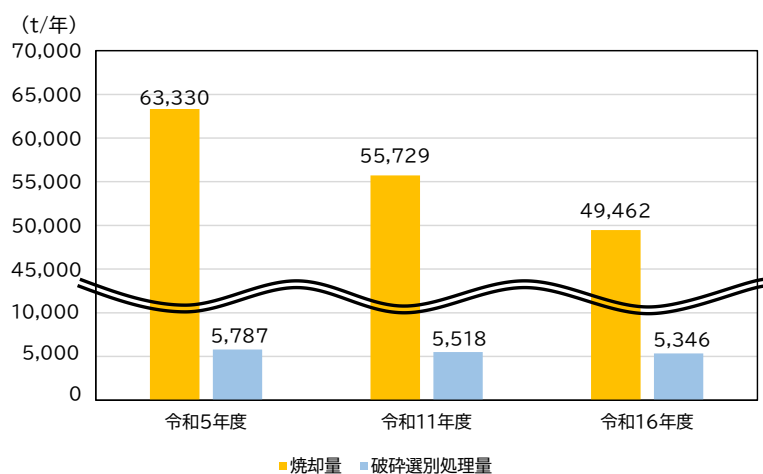


図 7-2 将来の中間処理量の推移

第4節 最終処分計画

第1項 最終処分の基本方針

中間処理施設等で適正な処理を行った後、最終的に残ったもの（残渣）は、無害化・安定化を図り、減量化・減容化に努めます。

第2項 最終処分体制

最終処分の主体は、基本的に現状どおりとし、伊勢崎・東・境地区で発生したごみは伊勢崎市内、赤堀地区で発生したごみは桐生市内の最終処分場を使用します。

第3項 最終処分量

将来の最終処分量は、表 7－7 に示すとおりです。図 7－3 は表 7－7 の合計最終処分量をグラフ化したものです。

表 7－7 将来の最終処分量【p. 49 再掲】

		実績	将来	
		令和5年度	令和11年度	令和16年度
最終処分場	伊勢崎第3期一般廃棄物最終処分場	t/年		
	焼却不燃残渣	t/年	埋立終了	
	粗大不燃残渣	t/年		
	ダスト固化物(焼却残渣)	t/年		
	主灰・飛灰(桐生市)	t/年		
	その他	t/年		
	伊勢崎第4期一般廃棄物最終処分場	t/年	8,891	6,895
	焼却不燃残渣	t/年	1,493	1,296
	粗大不燃残渣	t/年	881	825
	ダスト固化物(焼却残渣)	t/年	4,373	3,796
	主灰・飛灰(桐生市)	t/年	276	269
	その他	t/年	1,868	709
	桐生市清掃センター一般廃棄物最終処分場	t/年	1,036	1,024
	焼却残渣(赤堀地区)	t/年	871	849
	不燃残渣(赤堀地区)	t/年	165	175
合計最終処分量		t/年	9,927	7,919
				7,103

注) 合計最終処分量は、2施設の網掛け部分を合算した数値です。

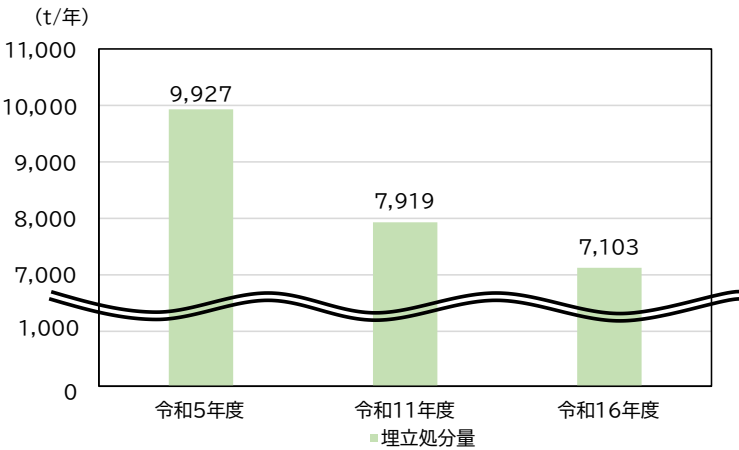


図 7－3 将来の最終処分量の推移

第4項 最終処分場の整備計画

伊勢崎市第4期一般廃棄物最終処分場は、令和16年度（本計画の目標年度）が埋立完了予定です。そのため、現有最終処分場の延命化、次期最終処分場の整備、民間の最終処分場への外部搬入等、様々な選択肢の中から検討を行います。

第5節 ごみ処理施設の整備計画

伊勢崎市清掃リサイクルセンター21は、稼働開始が平成12年4月（稼働後24年経過）ですが、焼却施設、リサイクルプラザともに延命化工事を実施しています。焼却施設は基幹改良工事を平成27年度、28年度に実施し、令和13年度まで供用することが可能です。リサイクルプラザは基幹改良工事を令和7年度、8年度に実施予定で、令和23年度まで供用することが可能です。

一般に焼却施設の整備には、各種事前調査、建設工事、解体工事、事後調査等、一連の工程に10年近い年数を要するとされています。これに加え、用地選定等の適地調査、地元協議等に4年程度の期間を要します。そのため、本計画期間内（令和7年度～令和16年度）にごみ処理広域化も含めた次期中間処理施設の計画をする必要があります。

第6節 その他の計画

第1項 廃棄物減量等推進審議会

学識経験者、公共的団体、廃棄物処理関係業者の団体で構成した廃棄物減量等推進審議会を設立しています。審議会では、一般廃棄物の処理計画を策定し、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の環境的な利用に関する事項を審議しています。今後も意見交換や情報発信に努め、審議会が出された意見については、ごみの減量や適正処理等の施策に反映していきます。

第2項 事業者の協力

事業系ごみは、各事業者自身が排出者責任で処理しなくてはならないとの認識を持つとともに、ごみの減量化を効果的に推進するよう各事業者や経営者に要請、指導を行っています。

施設に搬入する際、生活系ごみと同様の分別を求め、分別されていないものについては受け入れを拒否するなど、分別・減量化・再資源化の徹底を指導します。

今後、さらにごみの減量化・再資源化を効果的に推進するよう各事業者や経営者に対する要請、指導を強化するとともに、大規模事業者に対しては、減量化計画作成や廃棄物管理責任者の設置を義務付け、減量化・再資源化を推進します。

第3項 災害廃棄物対策

将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的に、令和2年3月に「伊勢崎市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本市が震災及び風水害を被った場合は、「伊勢崎市災害廃棄物処理計画」及び上位計画である「伊勢崎市地域防災計画」（平成26年3月 伊勢崎市防災会議）に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する災害廃棄物を適切かつ円滑に処理します。

発災後は、「伊勢崎市災害廃棄物処理計画」を基に、実際の被災状況から災害廃棄物の発生状況を的確に把握し、災害廃棄物処理を進めるための、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。

また、被害が甚大で本市のみで適切な処理ができないときは、「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書（平成20年4月）」に基づき、周辺市町村や群馬県に応援要請を行います。

第4項 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄を防止するため、監視パトロールを強化し、防止看板の設置等により、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

不法投棄のおそれのある土地の所有者等に対しては、草刈、柵や防止看板の設置等の対策を呼び掛けるなど、土地の適正管理を推進します。

なお、不法投棄された廃棄物については、土地所有者等に対して適正処理の指導を行うとともに、必要な措置及び支援を行います。



第5項 適正処理困難物対策

タイヤ等の国で指定する処理困難物、農薬や石油類などの有害性や危険性のあるもの、本市の処理施設で適正処理が困難なものについては、排出者が自ら販売店や専門業者へ処理依頼できるよう適正処理について案内等を行います。



**混ぜれば「ごみ！」
分ければ「資源！！」**



**伊勢崎市
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画**

令和7年3月

発行：伊勢崎市 環境部 資源循環課

〒372-8501

伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

電話：0270-27-2732

E-mail：sigen@city.iseski.lg.jp

URL：http://www.city.isesaki.lg.jp